

上松町地域防災計画

資料編

上松町防災会議

令和6年3月改訂

目 次

資料 1	防災関係機関及び関係条例	1
資料 1-1	防災関係機関一覧	1
資料 1-2	上松町防災会議条例	4
資料 1-3	上松町防災会議運営規程	5
資料 1-4	上松町災害対策本部条例	6
資料 1-5	上松町災害対策本部規程	7
資料 2	相互応援関係	8
資料 2-1	長野県消防相互応援協定書	8
資料 2-2	長野県消防相互応援協定実施細則	11
資料 2-3	長野県市町村災害時相互応援協定書	14
資料 2-4	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	18
資料 2-5	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	20
資料 2-6	災害時における相互応援に関する協定書	34
資料 2-7	災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協定	36
資料 2-8	消防業務相互応援協定書	37
資料 2-9	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	44
資料 2-10	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	50
資料 2-11	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	52
資料 3	災害直前対策	56
資料 3-1	雨量・水位観測所	56
資料 4	災害危険箇所	57
資料 4-1	土砂災害警戒区域等	57
資料 4-2	重要水防区域	61
資料 5	要配慮者利用施設	63
資料 5-1	土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧	63
資料 5-2	土砂災害警戒情報が発表された場合の要配慮者施設等利用者の円滑な警戒避難が行われるための予報及び警報（避難勧告・指示含む）の伝達方法	64
資料 6	消防関係	65
資料 6-1	消防団現有消防力	65
資料 6-2	消防署車両配備状況	65
資料 6-3	水防倉庫施設、資機材の状況	66
資料 6-4	出水による交通遮断が予想される橋梁	66

資料 7	火山関係	67
資料 7-1	噴火警戒レベルリーフレット	67
資料 8	避難収容関係	69
資料 8-1	指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧	69
資料 9	食料品等の調達供給関係	73
資料 9-1	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	73
資料 9-2	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書	80
資料 9-3	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書	82
資料 10	危険物施設関係	83
資料 10-1	危険物施設設置状況	83
資料 11	上水道施設関係	84
資料 11-1	水道施設概要	84
資料 11-2	水利状況一覧	85
資料 11-3	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	86
資料 12	下水道施設関係	89
資料 12-1	下水道施設概要	89
資料 13	通信・放送関係	90
資料 13-1	上松町情報無線屋外局設置場所	90
資料 13-2	防災相互通信用無線局設置機関一覧	91
資料 13-3	非常通信の内容	93
資料 14	建築物関係	94
資料 14-1	町内の文化財の状況	94
資料 15	道路関係	96
資料 15-1	緊急輸送路線	96
資料 16	被災者等の生活再建等の支援関係	97
資料 16-1	上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例	97
資料 16-2	上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する規則	101
資料 16-3	災害救助法 救助の実施要領の基準（概要）	104

資料 17	地震防災対策関係.....	109
資料 17-1	気象庁震度階級関連解説表.....	109
資料 18	林野火災対策関係.....	113
資料 18-1	長野県林野火災空中消火実施要領（抜粋）.....	113
資料 18-2	長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱.....	115
資料 19	災害情報の収集・連絡関係.....	116
資料 19-1	被害状況等報告様式.....	116

資料1 防災関係機関及び関係条例

資料1-1 防災関係機関一覧

1 上松町の出先機関等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上松町役場	上松町大字上松 159-4	0264-52-2001
上松町公民館	上松町大字小川 1706	0264-52-2111
上松町地域包括支援センター	上松町大字小川 1658-1	0264-52-5550

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木曾広域消防本部	木曾町福島神戸 3737	0264-24-3119
木曾消防署	木曾町福島神戸 3737	0264-22-0119

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木曾地域振興局	木曾町福島 2757-1(木曾合同庁舎内)	0264-24-2211
木曾建設事務所	木曾町福島 2757-1(木曾合同庁舎内)	0264-24-2211
木曾保健福祉事務所	木曾町福島 2757-1(木曾合同庁舎内)	0264-24-2211

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木曾警察署	木曾町新開 2324-1	0264-22-0110
上松町交番	上松町本町通り 2-8	0264-52-2109
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123
関東農政局長野県拠点	長野市旭町 1108	026-233-2500
中部森林管理局	長野市大字栗田 715-5	026-236-2720
木曾森林管理署	上松町大字正島町 1-4	050-3160-6065
関東経済産業局(総務課)	さいたま市中央区新都心 1-1合同庁舎1号館	048-600-0210
中部経済産業局(広報室)	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0535
中部近畿産業保安監督部	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2817
北陸信越運輸局 長野運輸支局	長野市西和田 1丁目 35-4	026-243-4384
長野地方气象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2738

信越総合通信局	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	026-234-9963
長野労働局(総務課)	長野市中御所 1-22-1	026-223-0550
飯田国道事務所 木曾維持出張所	木曾町日義 4774	0264-22-3011
多治見砂防国道事務所	多治見市小田町 4-8-6	0572-25-8020

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社信越支社	長野市栗田 801	026-231-2211
上松郵便局	上松町本町通り 2-36	0264-52-2049
J R 東海上松駅	上松町駅前通り	
J R 貨物関東支社長野営業支店	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7230
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389
(株)N T T ドコモ長野支店	長野市上千歳町 1112-1	026-291-7170
K D D I (株) a u 長野支店	長野市三輪三輪田町 1313-1	026-234-8817
ソフトバンク(株)長野東口店	長野市大字栗田源田窪 1000-1 長栄長野東口ビル1F	026-227-5301
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073
N H K 長野放送局松本支局	松本市深志 3-10-3	0263-33-4700
日本通運(株)松本支店	松本市大字笹賀下二子 5652-9	0263-24-1600
中部電力パワーグリッド(株)長野支店	長野市柳町 18	026-232-9060
関西電力(株)木曾水力センター	上松町大字小川字島 3024-1	0264-52-4681
愛知用水総合管理所牧尾管理所	木曾町三岳 7696-1	0264-46-2033

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
おんたけ交通(株)	木曾町福島 2801	0264-22-2444
(公社)長野県トラック協会	長野市大字南長池 710-3	026-254-5151
信越放送(株)	長野市問御所町 1200	026-237-0500
(株)長野放送	長野市大字中御所字岡田 131-7	026-227-3000

㈱テレビ信州	長野市若里 1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送㈱	長野市栗田 989-1	026-223-1000
長野エフエム放送㈱	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400
長野県情報ネットワーク協会	長野市南長野北石堂 1177-3JA ビル内	
木曽医師会	木曽町福島 6460-3	0264-22-3187
(一社)長野県エルピーガス協会	長野市大字南長野字徳永沖 1041-3	026-235-5425
(一社)長野県建設業協会	長野市南長野南石堂町 1230	026-228-7200
(一社)長野県建設業協会木曽支部	木曽町福島 4871-12	0264-22-2579
上松町社会福祉協議会	上松町大字小川 1702	0264-52-3560

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木曽農業協同組合中部支所	木曽町福島 2800	0264-22-2128
木曽南部森林組合	大桑村野尻 160-27	0264-55-3801
上松町商工会	上松町本町通り 2-8	0264-52-2157
長野県立木曽病院	木曽町福島 6613-4	0264-22-2703
上松町健康増進センター	上松町小川 1658-1	0264-52-2825
上松町ひのきの里総合福祉センター	上松町大字小川 1702	0264-52-2494
㈱八十二銀行上松支店	上松町大字上松 159-4	0264-52-2282
上松郵便局(ゆうちょ銀行)	上松町本町通り 2-36	0264-52-2049

資料1-2 上松町防災会議条例

(昭和 38 年 3 月 13)
(日 条 例 第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、上松町防災会議(以下防災会議という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上松町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者。
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者。
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者。
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。
 - (8) 学識経験者を有する者のうちから町長が任命する者。
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数はそれぞれ 5 人、3 人、1 人、1 人、7 人及び 10 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 2 月 1 日より適用する。

附 則(平成 11 年条例第 19 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 2 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

資料1-3 上松町防災会議運営規程

(昭和 39 年 8 月 10)
(日訓令第 5 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、上松町防災会議条例(昭和 38 年上松町条例第 1 号)第 5 条の規定に基づき、上松町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 防災会議の招集は、開会の日前 3 日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(防災会議の委任による処理)

第 3 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

- 2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(専門委員)

第 4 条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

附 則

この規程は、昭和 39 年 8 月 10 日から施行する。

○上松町防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

上松町防災会議運営規程第 3 条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

記

- 1 上松町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 上松町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

資料1-4 上松町災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 13)
(日 条 例 第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、上松町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置く事ができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 2 月 1 日より適用する。

資料1-5 上松町災害対策本部規程

(昭和 57 年 9 月 28)
(日訓令第 4 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、上松町災害対策本部条例(昭和 38 年町条例第 2 号)第 4 条の規定に基づき、上松町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動の開始及び終了の時期)

第 2 条 本部長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部員を招集し本部の活動を開始するものとする。

2 本部長は災害応急対策がおおむね終了したと認めたとき、又は災害の危険が解消したと認めたときは本部員の解散をし、活動を終了する。

(副本部長)

第 3 条 災害対策副本部長は、副町長をもつてあてる。

(本部員)

第 4 条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は町の職員及び消防団員をもつてあてる。

(部、班及び事務分掌)

第 5 条 本部に部及び班をおき、その名称及び分掌事務は別表のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもつてあてる。

(部長会議)

第 6 条 部長会議は部長をもつて構成する。

2 部長会議は本部長が招集する。

(本部の配備基準等)

第 7 条 本部の配備基準は別表のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により分掌事務についてあらかじめ配備計画をたて、これを本部員に周知徹底するとともに、この編成計画表を本部長に提出するものとする。

(活動の要領)

第 8 条 前条の規定に基づく配備下における本部員の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は本部に参集し、情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 各班長は本部からの指令又は連絡に即応して必要な措置を講ずる。
- (3) その他の本部員は上司の命により、災害対策活動に従事する。

(被害報告)

第 9 条 各部長はそれぞれ当該分掌事務に係る被害状況を本部に報告するものとする。

(その他の事項)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、非常災害に際して必要な事項はその都度本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表 略

資料2 相互応援関係

資料2-1長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1)第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2)第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(3)第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1)応援側の負担する経費等

ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当

イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費

エ 消防活動に要した消火剤

オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2)要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及

び同法第 36 条の 3 第 1 項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第 10 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第 4 章 協議

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第 21 条の規定により、県内を 10 ブロックに編成して昭和 41 年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

附 則 (平成 12 年 7 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 13 年 7 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 11 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 9 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

別表

区 分	市	町	村	等
北信地域	長野市	須坂市	千曲坂城消防組合	岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合	佐久広域連合		
中信地域	松本広域連合	北アルプス広域連合	木曾広域連合	
南信地域	諏訪広域連合	伊那消防組合	伊南行政組合	南信州広域連合

資料2-2長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

- (1)地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。
- (2)総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

- (1)応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。
- (2)各消防機関の応援可能資機材等に関すること。
- (3)応援要請及び情報伝達等に関すること。
- (4)応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。
- (5)その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1)災害の種別、発生場所及び状況
- (2)応援隊の種別、隊数及び資機材等
- (3)応援隊の集結場所
- (4)応援隊の活動範囲及び任務
- (5)使用無線周波数
- (6)安全管理上の注意事項
- (7)その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- (1)派遣人員
- (2)派遣車両
- (3)資機材等の種別及び数量

(4)出発時刻及び到着予定時刻

(5)指揮責任者

2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊等の名称)

第5条 協定第8条に基づき活動する応援隊の総称は、県内相互応援隊とする。

2 第2要請により出動した場合の、指揮隊長の名称は、北信、東信、中信、南信各指揮隊長とし、第3要請により出動した場合の指揮隊長は、長野県隊長とする。

(応援隊の誘導等)

第6条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

(1)災害の状況及び進入経路

(2)活動方針、任務及び使用無線周波数

(3)その他必要な事項

2 応援側の市町村の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第8条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2条第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第9条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第10条 要請の解除をした場合は、応援要請通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議等)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第12条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第13条 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第14条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第15条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1)長野県消防相互応援に関すること。
- (2)警防技術及び訓練に関すること。
- (3)市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (4)消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関すること。
- (5)その他必要な事項

(協議)

第16条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則 (平成18年9月1日一部改正同意)

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料 05-8「長野県消防相互応援協定実施細則」参照のこと。

資料2-3長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1)物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2)人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3)その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4)前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1)被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別 記)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐 久 市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上 田 市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡 谷 市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊 那 市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯 田 市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木 曾 町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松 本 市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻積村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大 町 市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長 野 市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村・
北 信	中 野 市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	<u>上伊那</u> ・木曾
上 伊 那	<u>諏 訪</u> ・飯伊
飯 伊	<u>上伊那</u> ・木曾
木 曾	<u>飯伊</u> ・諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考)応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料2-4長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)被災市町村の情報収集と状況把握
- (2)災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3)応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4)輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5)応援活動等に関する県との連絡調整
- (6)前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1)要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2)所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
- (3)所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1)連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2)備蓄物資、資機材一覧表
- (3)その他応援に必要な情報

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料2-5大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目的

この広域航空消防実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が他の都道府県在市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害。

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

(3) 高層建築物の火災

(4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主に任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場の出場（これ附随する救急搬送活動も含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別の人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市長村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 要請先市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ② 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況
- ⑦ 他にへりの応援を要請している場合のへりを保有する市町村の消防本部名又はへりを保有する都道府県名

- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ当該都道府県の保有するヘリの運行が可能であると認めるときは直ちに」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官へ通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用して適用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートへ帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

11 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

13 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前号の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、設備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

15 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第13項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前号各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

16 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) へりの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村（都道府県がへりを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。

(4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

17 要請側市町村及び応援側市町村（都道府県がへりを保有する場合には、当該都道府県を含む。）は、広域航空消防応援を円滑かつ適確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

18 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

1 広域航空消防応援の要請手続

(1) 広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第6項及び第8項の要請についての消防庁等の連絡先を次のとおりとする。

① 消防庁

	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 F A X
昼間	防 災 課	03-5253-7525	7751	7535	03-5253-7535
夜間	宿直室経由防災課	03-5253-7777	7782	7789	03-5253-7553

(注) 昼間（8：30～17：45）、夜間（17：45～8：30）

② 応援側都道府県

都道府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防 災無線	消防防 災無線 F A X	電話 FAX	航空隊電話番 号及び FAX
北海道	昼間 8：45－ 17：30	総務部防災 消防課防災 航空室	011-782-3233	—	—	011-782-3234	電話番号 011-782-3233 FAX 011-782-3234
	夜間 17：30－ 8：45	〃	〃	—	—	〃	
青森県	昼間 8：15－ 17：00	総務部防災 消防課	017-734-9089	02-21	02-29	017-722-4867	電話番号 017-729-0355 FAX 017-729-0377
	夜間 17：00－ 8：15	防災航空セ ンター	017-729-0355	—	—	017-729-0377	
岩手県	昼間 8：30－ 17：15	総務部総合 防災室防災 航空係	0198-26-5251	—	—	0198-26-5256	電話番号 0198-26-5251 FAX 0198-26-5256
	夜間 17：15－ 8：30	守衛室	019-651-3111	—	—	019-651-2175	
宮城県	昼間 8：30－ 17：45	総務部消防 防災課防災 班	022-211-2375	04- 12372	04- 12398	022-211-2398	電話番号 0223-23-5760 FAX 0223-25-3022
	夜間 17：45－ 8：30	防災センタ ー	022-211-2140	23- 12140	—	—	
秋田県	昼間 8：30－ 17：15	総務部総合 防災課消防 班	018-860-4565	05-11	05-52	018-827-1190	電話番号 018-886-8103 FAX 018-886-8105
	夜間 17：15－ 8：30	県庁第二庁 舎警備員室	018-860-5500	—	—	—	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 FAX	電話 FAX	航空隊電話番号及び FAX
山形県	昼間 8:30-17:15	環境エネルギー部危機管理・暮らし安心局危機管理課	023-630-2231	06-511	06-500	023-633-4711	電話番号 0237-47-3275 FAX 0237-47-3277
	夜間 17:15-8:30	巡視室	023-630-3020	—	—	—	
福島県	昼間 8:30-17:15	消防防災航空センター	0247-57-3000	—	—	0247-57-3500	電話番号 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500
	夜間 17:15-8:30	守衛室	024-521-7821	07-35	07-30	024-521-7920	
茨城県	昼間 8:30-17:15	生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課	029-301-2879	08-611	08-600	029-301-2898	電話番号 029-857-8511 FAX 029-857-8501
	夜間 17:15-8:30	〃	〃	〃	〃	〃	
栃木県	昼間 8:30-17:15	県民生活部消防防災課危機管理・災害対策室	028-623-2136	09-7502	09-7506	028-623-2146	電話番号 028-677-1119 FAX 028-677-0775
	夜間 17:15-8:30	管財課宿直室	028-6232075	09-7504	09-2143	028-623-2088	
群馬県	昼間 8:30-17:15	群馬県防災航空隊	027-265-0200	—	—	027-265-6900	電話番号 027-265-0200 FAX 027-265-6900
	夜間 17:15-8:30	総務部消防保安課	027-226-2241	10-353	10-310	027-221-0158	
埼玉県	昼間 8:30-17:15	危機管理防災部消防防災課	048-830-8151	11-63171	11-70950	048-830-8159	電話番号 049-297-7810 FAX 049-297-7906
	夜間 17:15-8:30	危機管理防災部防災航空センター	049-297-7810	—	—	049-297-7906	
千葉県	昼間 9:00-17:00	防災機器管理部危機管理課災害対策室	043-223-2175	12-7653	12-7656	043-222-5208	
	夜間 17:00-9:00	防災危機管理部消防課情報通信管理室	043-223-2178	12-7655	12-7656	043-222-5219	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 FAX	電話 FAX	航空隊電話番号及び FAX
東京都	昼間 9:00-17:15	総務局総合防災部防災管理課防災係	03-5388-2457	13-5225	13-5096	03-5388-1260	
	夜間 17:15-9:00	夜間防災連絡室	03-5388-2459	〃	〃	03-5388-1958	
神奈川県	昼間 8:30-18:00	安全防災局危機管理部災害対策課応急対策グループ	045-210-3430	14-21	14-34	045-210-8829	
	夜間 18:00-8:30	〃	045-210-3535	〃	〃	〃	
新潟県	昼間 8:30-17:15	防災局危機対策課危機対策第1	025-282-1638	15-11	15-11	025-282-1640	電話番号 025-270-0263 FAX 025-270-0265
	夜間 17:15-8:30	警備員室	025-285-5511	—	—	—	
富山県	昼間 8:30-17:15	知事政策局消防課	076-444-3188	1-361	16-2827	076-444-3489	電話番号 076-495-3060 FAX 076-495-3066
	夜間 17:15-8:30	管財課守衛室	076-431-4111	1-3310	〃	—	
石川県	昼間 8:30-17:15	危機管理監室危機対策課	076-225-1482	17-11	17-11	076-225-1484	電話番号 0761-24-8930 FAX 0761-24-8931
	夜間 17:15-8:30	〃	〃	〃	〃	—	
福井県	昼間 8:30-17:15	福井県防災航空事務所	0776-51-6945	018-418-1	018-418-5	0776-51-6947	電話番号 0776-51-6945 FAX 0776-51-6947
	夜間 17:15-8:30	安全環境部危機対策・防災課	0776-20-0308	018-111-61-2175	〃	0776-22-7617	
山梨県	昼間 8:30-17:15	山梨県消防防災航空隊	0551-20-3601	—	—	0551-20-3603	電話番号 0551-20-3601 FAX 0551-20-3603
	夜間 17:15-8:30	守衛室	0552-23-1399	—	—	—	
長野県	昼間 8:30-17:15	危機管理部・消防課	026-235-7182	20-213	20-241	026-233-4332	電話番号 0263-85-5511 FAX 0263-85-5513
	夜間 17:15-8:30	消防防災航空隊	0263-85-5511	—	—	0263-85-5513	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 FAX	航空隊電話番号及び FAX
岐阜県	昼間 8:30-17:15	地域県民部 消防政策室 防災航空隊	0583-71-5192	—	—	058-371-5194	電話番号 0583-71-5192 FAX 0583-71-5194
	夜間 17:15-8:30	岐阜市消防 本部指令課	058-262-8151	—	—	058-266-8154	
静岡県	昼間 8:30-17:15	静岡県消防 防災航空隊	054-261-4483	—	—	054-261-4761	電話番号 054-261-4483 FAX 054-261-4761
	夜間 17:15-8:30	危機管理部 危機対策課	054-221-2072	—	—	054-221-3252	
愛知県	昼間 9:00-17:30	愛知県防災 航空隊	0568-29-3121	—	—	0568-29-3123	電話番号 0568-29- 3121FAX 0568-29-3123
	夜間 17:30-9:00	〃	〃	—	—	〃	
三重県	昼間	三重県防災 航空隊	059-235-2555	—	—	059-235-2557	電話番号 059-235-2555 FAX 059-235-2557
	夜間	〃	〃	—	—	〃	
滋賀県	昼間 8:30-17:15	防災危機管 理局	077-528-3430	25-820	25-850	077-528-4994	電話番号 0748-52-6677 FAX 0748-52-6679
	夜間 17:15-8:30	守衛室	077-524-8516	25-848	25-855	077-523-6390	
京都府	昼間 8:30-17:15	府民生活部 消防安全課	075-414-4468	26-11	26-13	075-414-4477	
	夜間 17:15-8:30	〃	〃	〃	〃	〃	
大阪府	昼間 9:00-18:00	政策企画部 危機管理室 消防防災課 災害対策グ ループ	06-6944-6478	27- 4877	27- 4870	06-6944-6654	
	夜間 18:00-9:00	防災当直室	06-6944-6021 06-6944-6022	—	—	〃	
兵庫県	昼間 9:00-18:00	企画県民部 災害対策局 消防課	078-362-9831	28-20	28-41	078-362-9915	電話番号 06-6857-9858 FAX 06-6857-9870
	夜間 18:00-9:00	企画管理部 防災局防災 企画課	078-362-9900	28-30	〃	078-362-9911	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 FAX	電話 FAX	航空隊電話番号及び FAX
奈良県	昼間 8:15-17:30	奈良県防災航空隊	0742-81-0399	—	—	0742-81-5119	電話番号 0742-81-0399 FAX 0742-81-5119
	夜間 17:30-8:15	奈良県庁守衛室	0742-22-1001	—	—	0742-23-9244	
和歌山県	昼間	和歌山県防災航空センター	0739-45-8211	—	—	0739-45-8231	電話番号 0739-45-8211 FAX 0739-45-8213
	夜間	〃	〃	—	—	〃	
鳥取県	昼間 8:30-17:15	防災監消防課消防防災航空センター	0857-38-8119	31-305	31-311	0857-38-8127	電話番号 0857-38-8119 FAX 0857-38-8127
	夜間 17:15-8:30	〃	090-337-02511 090-337-06664	—	—	—	
島根県	昼間	環境生活部消防防災課防災航空管理所	0853-72-7661	—	—	0853-72-7671	電話番号 0853-72-7661 FAX 0853-72-7671
	夜間	〃	〃	—	—	〃	
広島県	昼間 8:30-17:15	危機管理課危機対策グループ	082-513-2786	34-89	34-84	082-227-2122	電話番号 0848-86-8931 FAX 0848-86-8933
	夜間 17:15-8:30	〃	082-228-0999	〃	〃	〃	
山口県	昼間 8:30-17:15	総務部消防防災課消防係	083-933-2360	35-821	35-868	083-933-2408	電話番号 0836-37-6422 FAX 0836-37-6423
	夜間 17:15-8:30	守衛室	083-933-3111	35-850	—	083-933-4970	
徳島県	昼間 8:30-17:15	消防防災航空隊事務所	088-683-4119	—	—	088-683-4121	電話番号 088-683-4119 FAX 088-683-4121
	夜間 17:15-8:30	県庁衛視室	088-621-2057	—	—	—	
香川県	昼間 8:30-17:15	生活環境部消防防災課	087-832-3186	—	37-119	087-831-3602	電話番号 087-879-0119 FAX 087-879-1400
	夜間 17:15-8:30	守衛室	087-831-1111	—	—	—	
愛媛県	昼間 8:30-17:15	県民環境部消防防災安全課	089-912-2315	—	—	089-941-0119	電話番号 089-972-2133 FAX

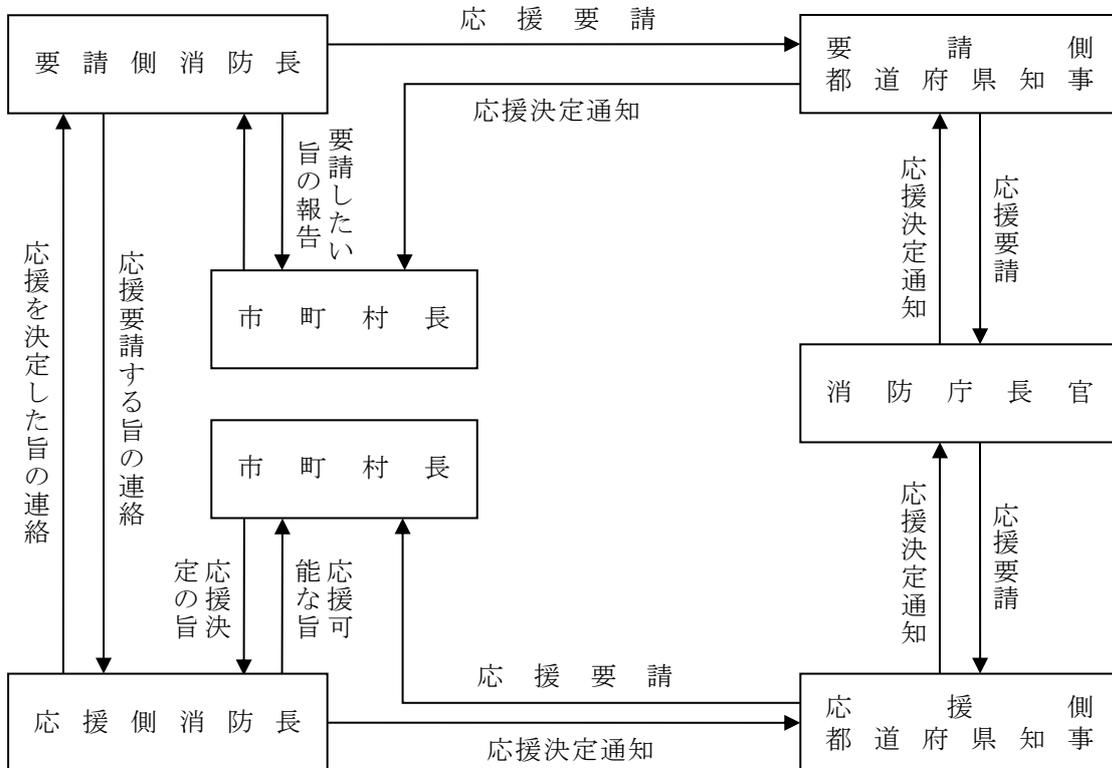
都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 FAX	航空隊電話番号及び FAX
	夜間 17:15- 8:30	守衛室	089-941-2111	—	—	—	089-972-3655
高知県	昼間 8:30- 17:15	総務部危機管理課	088-823-9798	39-11	39-11	088-823-9253	電話番号 088-864-3890
	夜間 17:15- 8:30	守衛室	088-823-1111	—	—	—	FAX 088-864-3896
福岡県	昼間 8:30- 17:45	総務部消防防災課	092-643-3113	40- 7023	40- 7399	092-643-3117	電話番号 092-451-3119
	夜間 17:45- 8:30	当直室	092-641-4734	〃	〃	〃	FAX 092-473-8425
長崎県	昼間	総務部消防防災課	095-825-7855	42- 7222	42- 7231	095-823-1629	電話番号 0957-52-9590
	夜間	〃	〃	〃	〃	〃	FAX 0957-52-8785
大分県	昼間 8:30- 17:00	生活環境部消防防災課	097-534-1711	44-151	44-150	097-533-0930	電話番号 0974-34-2192
	夜間 17:00- 8:30	宿直室	097-536-1111	—	—	—	FAX 0974-34-2195
鹿児島県	昼間 8:30- 17:15	防災航空センター	0993-73-2881	1-3901	39-11	088-823-9253	電話番号 0993-73-2881
	夜間 17:15- 8:30	危機管理防災課	099-286-2256	1-311- 7-5519	1-311- 7-2259	099-286-5519	FAX 0993-73-2882

③ 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・要請窓口	電話番号	FAX	航空隊電話番号	航空隊 FAX
札幌市消防局	指令課	011-215-2080	011-261-9119	011-784-0119	011-784-0290
仙台市消防局	指令課	022-234-1111	022-234-2364	022-308-4578	022-308-4578
千葉市消防局	指令課	043-202-1673	043-202-1676	043-292-9186	043-292-9189
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111	03-3213-1477	03-3521-5811	03-3522-0120
横浜市消防局	指令課	045-334-6789	045-331-5221	045-784-0119	045-784-0116
川崎市消防局	指令課	044-223-2544	044-223-2654	03-3522-0119	03-3522-0159
名古屋市消防局	情報指令課	052-972-3532	052-972-3577	0568-28-0119	0568-28-0721
京都市消防局	指令センター	075-212-6754	075-212-6748	075-621-1834	075-621-1683
大阪市消防局	司令課	06-4393-6651	06-4393-4800	072-992-4900	072-991-0119
神戸市消防局	司令課	078-325-8518	078-325-8529	078-303-1192	078-302-8119
岡山市消防局	消防情報通信センター	086-253-9978	086-253-9984	086-261-0119	086-261-1190
広島市消防局	警防部警防課	082-546-3456	082-249-1160	082-546-3454	082-546-3455
北九州市消防局	指令課	093-582-3832	093-592-6805	093-475-6701	093-475-6700
福岡市消防局	情報管理課	092-725-6581	092-735-1074	092-451-3119	092-473-8425

(2) 要綱第 6 項及び第 7 項に定める要請及び決定通知のルートは、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (3) 要綱第 6 項第一号から第四号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式 1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 要綱第 6 項第五号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式 1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (5) 様式 1 の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (6) 要綱第 8 項に定める要請及び決定通知の手続については、前四号を準用する。

2 通信連絡

要綱第 11 項第二号に定める通信連絡の使用電波は全国共通波（150.73MHz）とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

3 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第 12 項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第 12 項第二号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式 2 により届け出るものとする。

4 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第 13 項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 要綱第 12 項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
 - ② 昼間、夜間における連絡体制
 - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
 - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第 13 項第二号に定める必要事項は、前号の①とし、様式 3 により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年 12 月に見直しを行い、12 月 15 日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

5 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事項を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む）に速やかに連絡するものとする。
 - ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故

③ 救急対策を必要とする事故

(2) 応援側市町村（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、へりの長期間運行不能等により応援不能が予想されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。

(3) へりを保有する都道府県の知事は、へりの長期間運用不能等により応援不能が予想されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

6 応援側市町村及びへりを保有する都道府県の届出

(1) 要綱第 14 項第一号及び第二号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。

① 保有へりの性能及び活動能力 様式 4

② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式 5

③ 救助器具 様式 6

(2) 前号の届出は、毎年 12 月に見直しを行い、12 月 15 日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

7 消防庁長官の情報提供

(1) 要綱第 15 項第一号に定める情報提供は、様式 3 によるものとする。

(2) 要綱第 15 項第二号に定める情報提供は、様式 6 及び 7 によるものとする。

8 費用負担

要綱第 16 項に定める応援に要した経費の負担区分及び支払方法については、次の各号による。

(1) 要請側市町村の負担する経費は、①へりの燃料費②隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費
③当該応援により特別に必要となったへりの修繕料とする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、①土地、建物、工作物等に対する補償費、
②一般人の死傷に伴う損害賠償③機体の補償費④その他の経費とする。

(3) 応援側市町村の長（都道府県が保有するへりを用いて消防業務を行う場合は、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後 14 日以内に当該応援に要した第一号に定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。

(4) 要請側市町村の長は、通知を受けてから 7 日以内に通知書の写しを要請側都道府県の知事に送付するものとする。

(5) 要請側市町村は、第三号の通知があった日から 90 日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料 5-13「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」参照のこと。

資料2-6災害時における相互応援に関する協定書

長野県上松町（以下「甲」という。）と愛知県武豊町（以下「乙」という。）は、災害時における甲と乙の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域に災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 甲又は乙は、応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

（応援の内容）

第3条 この協定における応援の内容は、次のとおりとする。

- (1)食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4)前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、甲又は乙に対し別記災害応援要請書を提出するものとする。ただし、災害応援要請書を提出するいとまがないと認められるときは、電話等の通信手段によることができるものとする。

- (1)被害の状況
- (2)必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3)必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4)応援の場所及び応援場所への経路
- (5)その他応援を必要とする事項等

（応援隊の指揮）

第6条 応援を要請した町（以下「応援要請町」という。）における応援隊の指揮は、応援要請町長又は災害対策本部員が応援隊の長に対し行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年12月6日

甲 長野県上松町長	田 上 正 男
乙 愛知県武豊町長	糸 山 芳 輝

資料2-7災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協 定

上松町長（以下「甲」という。）と、上松町建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における情報提供及び応急対策業務の実施に関し、次の通り協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象下において、上松町における災害の情報収集提供及び応急対策に関し、これに必要な乙会員の建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって災害の拡大の防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 業務の実施区域は上松町全域とし、甲の要請する現場とする。

（緊急時の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、または発生する恐れがあり、必要と認めるときは、被災状況に応じて乙に加盟する会員のうち、別紙の協定指定会社（以下「乙会員」という。）に出動要請をすることができるものとする。

（災害時の情報収集）

第4条 乙は、甲の要請があった場合、災害の情報収集（パトロール）を行って甲に報告するものとする。

（出動要請）

第5条 甲は、大災害、あるいは業者間連携が必要な災害と判断した場合、乙会長に出動を依頼するものとする。

全町パトロールが必要な場合も上記同様、乙会長に出動を依頼する。

2 前項に規定する災害応急対策業務の実施体制は別紙の通りとする。

（建設資機材の提供）

第6条 甲及び乙並びに乙会員は、災害応急対策業務に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 18 年 5 月 1 日

甲 上 松 町 長

田 上 正 男

乙 上松町建設業協会長

砂 山 千 春

資料2-8消防業務相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規程に基づき、益田広域連合消防本部（以下「甲」という。）と、木曾広域消防本部（以下「乙」という。）の管轄内の消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める業務（以下「消防業務」という。）の実施について、相互に応援するため次のとおり協定する。

（派遣区域）

第 1 条

派遣にあたっては、甲又は乙の境界付近及び、それぞれの管内で発生した火災又は救急事案等の災害を発見し、又は通報、要請等を受けたときは、消防隊又は救急隊及び、救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

（派遣区分）

第 2 条

甲又は乙が、前条により消防隊等を派遣するときは、次の区分によるものとする。

- (1) 火災事案にあつては、消防隊 1 隊以上
 - (2) 救急事案にあつては、救急隊 1 隊以上又は必要と認める救助隊
- 2 消防防災航空隊を必要と認める災害事案に対する当該航空隊の派遣要請は、甲又は乙がそれぞれの所轄消防防災航空隊に対して行うものとする。（大規模な災害発生時は、甲又は乙が、それぞれ当該県を通じて要請するものとする。）

（応援隊の指揮）

第 3 条

応援のため派遣された消防隊等の指揮は、原則として応援を受けた甲又は乙の消防長、又はその現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 前項の指揮は消防隊等の長に対して行うものとする。

（災害概要の通報）

第 4 条

災害発生地甲又は乙の長は、応援隊の派遣要請を電話等により通報するとともに応援要請書（様式第 1 号）を FAX 送付するものとする。応援のため消防隊等を派遣する甲又は乙が、先に知り得た場合は、災害発生地甲又は乙に応援隊の派遣を電話等により通報するものとする。

(報告)

第5条

応援隊の長は、消防活動終了後速やかに応援隊活動報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第6条

消防隊等の派遣に要した費用は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 消防隊等の燃料及び給与、賞じゅつ金、公務災害補償に要する費用は、消防隊等の属する甲又は乙の負担とする。
- (2) 消防隊等の消防業務が、長時間にわたる場合の現場における燃料の補給、給食その他消耗材料にかかる費用については、応援を受けた甲又は乙が負担する。
- (3) 応援隊の機械器具等が、応援活動により破損した場合の修理、及び建物、施設並びに、一般住民等の損害に対する賠償に要する費用、その他の諸経費の負担については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

(その他)

第7条

この協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲・乙が協議して定める。

(実施期日等)

第8条

この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

- 1 この協定は平成16年7月1日から実施する。
- 2 平成13年9月1日締結の消防業務相互応援協定書は、廃止する。
- 3 この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上1通を保有する。

平成16年9月1日

甲 岐阜県下呂市森960番地
下呂市長 山田 良司

乙 長野県木曾郡木曾福島町3737番地
木曾広域連合
連合長 田中 勝巳

様

(要請者)
 消防本部等名
 職・氏名

印

応 援 要 請 書

応 援 要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 の 種 類	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
必要とする応援隊 資機材等	消火部隊 隊 救助部隊 隊 救急部隊 隊 特殊部隊 () 必要資機材等
応援隊の集結場所	
応援隊の活動内容	
災害現地指揮者の 職・氏名	
そ の 他	

担当者 職
 氏名
 TEL 内線 ()

応援隊活動状況報告書

		応援消防本部等名	
応援要請 受信時分	年 月 日 時 分	要請連絡者 消防本部名 職 氏名	
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 両			
人 員			
出 動 時 分	時 分	時 分	時 分
現場到着時分	時 分	時 分	時 分
活動開始時分	時 分	時 分	時 分
活動終了時分	時 分	時 分	時 分
帰 着 時 分	時 分	時 分	時 分
応 援 時 間	時間 分	時間 分	時間 分
活 動 概 要			
使用資機材			
人員機材の 異常の有無			
そ の 他			

担当者 職
氏名
TEL 内線 ()

様式第3号

第 号
年 月 日

市町村長（管理者）

様

応援側市町村長（管理者）

応援通知書

平成 年 月 日付け第 号の応援要請書に基づき、下記のとおり応援隊を派遣します。

応援の概要	派遣人員	
	派遣車両種別 台数	
	資機材等の種別 数量	
	出発時刻	年 月 日 時 分
	到着予定時刻	年 月 日 時 分
	指揮責任者等	
その他必要事項		

担当者 職
氏名
TEL 内線（ ）

災 害 等 状 況 報 告 書

消防本部名

発 生 場 所		業 態・事 業 所 名		氏 名 又 は 代 表 者 名										
発 生 日 時		覚 知・方 法		出 動・帰 署 時 間		時 分	時 分							
発 生 原 因		発 生 概 要												
消 防 隊 活 動 状 況	発見・通報の 状 況	死 傷 者 及 び 行 方 不 明 者	区 分	死 者	傷 者	行 方 不 明 者	計	気 象 状 況	観 測 場 所					
			消 防 吏 員						観 測 日 時	月	日	時	分	
	消 防 隊 出 動 経 過	死 傷 者 及 び 行 方 不 明 者	消 防 団 員					本 災 害 の 問 題 点	天 候		湿 度			
			応 急 消 火 義 務 者						風 向		相 対 湿 度			
	現 場 活 動 開 始	時 分	現 場 活 動 終 了	時 分	消 化 協 力 者				風 速		実 効 湿 度			
	先 着 隊 到 着 時 の 状 況 及 び 防 ぎ よ 概 要			そ の 他						特 異 状 況				
	避 難 誘 導 救 助 等 の 概 要			合 計				死 傷 者 及 び 行 方 不 明 者 の 生 じ た 理 由	本 災 害 の 問 題 点	関 係 者 の 通 報 及 び 連 絡				
	出 場 隊 数	区 分	出 場 隊 数	出 場 人 員	発 災 前 の 防 災 体 制	発 生 地 の 特 性 及 び 発 生 前 の 概 要				本 災 害 の 問 題 点	消 防 設 備 及 び 警 防 装 備 の 活 用			
			出 場 活 動	出 場 活 動		自 己 隊	署	隊	隊		人	人	消 防 相 互 応 援 協 定 運 用 上 及 び 関 係 機 関 と の 連 携	
		自 己 隊	団									防 災 体 制		
応 援 隊											法 令 適 合 の 状 況			
資 機 材	要 請 状 況		補 給 状 況		本 災 害 の 教 訓	本 災 害 の 教 訓								
	時 分・品 名・数 量		時 分・品 名・数 量											

注1：各欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。2 災害概要及び活動状況の見取り図等を添付すること。

様式第5号

第 号
年 月 日

市町村長（管理者）

様

要請側市町村長（管理者）

応 援 要 請 解 除 通 知 書

長野県消防相互応援協定書に基づく応援要請を解除します。

1 解除日時

年 月 日 時 分

2 要請日時

年 月 日 時 分

3 その他必要事項

資料2-9災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

松本市、塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村及び安曇野市（以下「甲」という。）と、松塩筑木曾老人福祉組合（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内で大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護高齢者」という。）を援護するため、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において「福祉避難所」とは、甲が定める災害時における要配慮者避難支援計画等に基づき、要介護高齢者が支障なく避難生活を送るために特別な配慮がされた避難所を指し、本人及び家族等の介助者を一時的に受け入れる施設とする。

（対象者）

第3条 この協定における援護の対象となる要介護高齢者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない甲の行政区域内に居住する在宅の要介護高齢者で、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。

（福祉避難所として要請する施設）

第4条 甲が乙に対し、福祉避難所として受入れの協力を要請する施設（以下「対象施設」という。）は、別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設及び対象者の受入れ）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の被災状況及び職員の参集状況等に応じて、甲と協議のうえ受入態勢を整えたとともに、対象施設に福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、対象者の受入れについてあらかじめ対象施設に対し電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面により受入れの要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先及び心身の状況等
- (2) 介助者を伴う場合は、介助者の氏名、性別、住所又は居所、続柄及び連絡先
- (3) 担当ケアマネージャーの氏名、所属及び連絡先
- (4) 福祉及び医療サービスの利用状況

3 乙は、対象者の福祉避難所への受入時において、対象者の状況を的確に把握するため、できる限り対象者の家族等の同伴を求めるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただ

し、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(対象者の移送)

第7条 第5条第2項の規定に基づく要請を乙が了承した場合における福祉避難所への対象者の移送は、原則として対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難と判断される場合においては、甲乙協議のうえ状況に応じた対策をとることとする。

(福祉避難所の運営等)

第8条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に対し協力するものとする。

2 乙は、対象者及び家族等に対し必要な食品、被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与をするものとする。

3 乙は、対象者及び家族等の相談等日常生活上の支援並びに対象者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けられるための支援に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は乙に対し、対象者の受入れに要した経費について、災害救助法関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た、対象者又はその家族等の固有の情報を他に漏らしてはならない。

(権利業務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(必要物資等の協議)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書15通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) (松本市)

所在地

名 称

代表者職氏名

(塩尻市)

所在地

名 称

代表者職氏名

(麻績村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(生坂村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(山形村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(朝日村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(筑北村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(上松町)

所在地

名 称

代表者職氏名

(南木曾町)

所在地

名 称

代表者職氏名

(木曾町)

所在地

名 称

代表者職氏名

(木祖村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(王滝村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(大桑村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(安曇野市)

所在地

名 称

代表者職氏名

(乙)	所在地	塩尻市広丘郷原 1683-1
	名 称	松塩筑木曾老人福祉施設組合
	代表者職氏名	副管理者 塩尻市副長 米窪 健一朗

(別 表)

対 象 施 設 一 覧

施 設 名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム桔梗荘	塩尻市大字広丘郷原 1683 番地 1
老人デイサービスセンターききょうの郷	同上
特別養護老人ホーム岡田の里	松本市大字岡田下岡田 677 番地 1
老人デイサービスセンタージョイフル岡田	同上
特別養護老人ホーム四賀福寿荘	松本市刈谷原町 613 番地
特別養護老人ホーム木曾あすなろ荘	木曾郡南木曾町田立 150 番地 1
特別養護老人ホームピアやまがた	東筑摩郡山形村 4699 番地 1
老人デイサービスセンターやまがた	同上
特別養護老人ホームサンライフおみ	東筑摩郡麻績村麻 2117 番地 1
老人デイサービスセンター聖	同上
特別養護老人ホームサニーヒルきそ	木曾郡木祖村大字藪原 842 番地 2
老人デイサービスセンターそほく	同上
特別養護老人ホームやまびこの里	松本市大字今井 4820 番地 1
老人デイサービスセンターやまびこ	同上
特別養護老人ホームなんてんの里	木曾郡木曾町三岳 10039 番地
老人デイサービスセンターひなたぼっこ	同上
特別養護老人ホームちくまの	松本市波田 6914 番地 1

「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（案）」に係る説明

* 文中の「従前」とは、現に締結している、松本市、木祖村及び南木曾町との協定をさします。

項 目	説 明
1 頭書き部分 構成市町村の記載順について	松塩筑木曾老人福祉施設組合（以下「組合」という。）規約第2条に記載の順番によりました。
2 第1条 「大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において」について	災害対策基本法（以下「基本法」という。）第49条の4第1項に規定により設置される「指定緊急避難所」からの対応も想定し、従前のものに文言を追加しました。
3 第4条 対象施設について	広域的な災害の発生も念頭に、地域ごとに特定の施設とせず、組合が管理運営するすべての施設（特別養護老人ホーム10施設及び併設の老人デイサービスセンター7施設）としました。
4 第5条 受け入れ要請に当たっての書面記載事項について	基本法第49条の10第2項に規定する、「避難行動要支援者名簿」に記載すべき項目を参考に、記載順を変更するとともに「性別」の項目を加えるなどしました。
5 第6条 開設期間について	災害救助法（以下「救助法」という。）等を受けて県が制定する「災害救助法施行細則」の最終改正（平成25年12月12日規則第50号）時の附則別表第1中、1-ア-（エ）により、「災害発生の日から7日以内」によったものです。
6 第8条 第2項の「給与又は貸与」品について	救助法第4条第2号及び第3号の記述に即した表記としています。

資料2-10 災害時における要援護者の受け入れに関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害及び、台風の接近等で上松町災害対策本部から避難勧告、避難指示が発せられた地域の災害時要援護者（在宅のねたきり高齢者等）が避難を余儀なくされた場合に、上松町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル上松（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等への受入の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時及び災害の危険がある場合に、何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法の収容施設を含む）において対応が困難となった要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル上松

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(要援護者の移送)

第6条 要援護者の移送は、原則として要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が受入れ期間に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員等について協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 上松町町長 田上 正男

乙 木曾郡上松町大字上松 188-1
社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル上松
施設長 北田 治美

資料2-11 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、玉滝村、大桑村（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内で大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者を援護するため、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「福祉避難所」とは、甲が定める災害時における要配慮者避難支援計画などに基づき、要支援者が支障なく避難生活を送るために特別な配慮がされた避難所を指し、本人及び家族等の介助者を一時的に受け入れる施設とする。

（対象者）

第3条 この協定における援護の対象となる者（以下、「支援者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない甲の行政区域内に居住する在宅の障がい者等で、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。

（福祉避難所として要請する施設）

第4条 甲が乙に対し福祉避難所として協力を要請する施設（以下「協力施設という。）は、別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設及び対象者の受入れ）

第5条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受けたときは、協力施設の被災状況及び職員の参集状況等に応じて、甲と協議のうえ受入態勢を整えるとともに、協力施設に福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、対象者の受入れについてあらかじめ協力施設に対し電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面により受入れの要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先及び心身の状況等
- (2) 介助者を伴う場合は、介助者の氏名、性別、住所又は居所、続柄、連絡先
- (3) 担当者の氏名所属及び連絡先
- (4) 福祉及び医療サービスの利用状況

3 乙は、対象者の福祉避難所への受入時において、対象者の状況を的確に把握するため、対象者の家族等の同伴を求めることがある。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(対象者の移送)

第7条 第5条第2項の規定に基づく要請を乙が了承した場合における福祉避難所への対象者の移送は、原則として対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難と判断される場合においては、甲が対策をとることとする。

(福祉避難所の運営等)

第8条 福祉避難所の運営は乙の責任において行うものとし、甲は乙に対し協力するものとする。

2 乙は、対象者及び家族等に対し必要な食品、被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与をするものとする。

3 乙は、対象者及び家族等の相談等日常生活上の支援並びに対象者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けられるための支援に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法関連法令等の定めるところにより所要の実費を負担するものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者又はその家族等の情報を他に漏らしてはならない。

(権利業務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(必要物資等の協議)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 2月 1日

甲) 長野県木曾郡上松町

上松町長 田上 正男

乙) 長野県木曾郡上松町大字立町1255番地

社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会

理事長 橋本 一郎

(別 表)

対 象 施 設 一 覧

施 設 名 称	所 在 地	家族同伴 の可否	連絡先
障がい者支援施設 上松荘	上松町大字荻原1460	可 ※1	52-2298
(GH) 松の木寮 ※2	〃 緑町3-19	否	52-3381
(GH) ささゆり荘 ※2	〃 大字上松1800-4	否	52-4262
(GH) こぶし荘 ※2	〃 本町通り4-37	否	52-5088
(GH) れんげ荘 ※2	〃 大字小川1794	否	52-4049
(GH) うらしま ※2	〃 大字小川2376-1	否	52-2244
(GH) やまぶき荘 ※2	木曾町福島2114-1	否	22-3112

※1 家族同伴の場合は敷地内にある1件家の提供も可能です。

※2 GHについては、短期入所事業を併設していない所では一時的な緊急避難受入となり、上松荘での受け入れ準備が整い次第移動していただきます。

福祉避難所対象者受入申請書

社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会理事長 様

市町村名：

担当部署：

担 当 者：

ふりがな					
要支援者氏名		性 別	男 ・ 女		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	年 齢	歳		
住 所 又は居住					
心身の状況等	障がい名		障がいの程度 持参日数		
	投薬の有無	有 ・ 無			
関係者		氏 名	所 属	連 絡 先	
	主治医				
	担当者				
連絡先		氏 名 (性 別)	電話番号	続柄	住 所 等
	(1)				
	(2)				
	(3)				

- ※ 1 介助者を伴う場合で対象者と一緒に避難される方は、上記の「連絡先」の欄に記入し、該当の番号に○印を付けてください。（性別まで記入してください。）
- ※ 2 「心身の状況等」については、障がいの状況及び福祉・医療サービスの利用状況等特筆事項を記入してください。
- ※ 3 「避難行動要支援者名簿」を必要に応じ添付していただいても結構です。

資料3 災害直前対策

資料3-1雨量・水位観測所

■ 雨量観測所

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
国土交通省 (丸山ダム)	桃山	木曽川	木曽川	荻原字小野谷	テレメーター
国土交通省 (木曽川)	赤沢	〃	小川	小川入国有林 129	〃
県	上松	〃	木曽川	上松中学校横	〃
〃	倉本	〃	〃	大字荻原 58	〃
町	栄町	〃	中沢	栄町一丁目 40 番地	気象観測ロボット
〃	東奥	〃	十王沢	大字小川 687 番地の内	〃
〃	台	〃	小川	大字小川 5997 番地	〃
JR 東海	上松駅	〃	木曽川	上松駅構内	テレメーター

■ 水位観測所

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
木曽建設 事務所	下河原橋	木曽川	木曽川	荻原 1439-2 地先	危機管理型水位計 (電波式)
〃	小川橋	〃	〃	正島町 544	〃
国土交通省 (丸山ダム)	桃山	木曽川	木曽川	荻原字小野谷	水位テレメーター
関西電力	桃山えん堤	〃	〃	荻原字小野谷 2298-6	テレメーター

資料4 災害危険箇所

資料4-1土砂災害警戒区域等

○急傾斜地の崩壊

区域名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
芦島1号	○	○
荻原1号	○	○
荻原2号	○	○
荻原3号	○	○
荻原沢	○	○
下旭町1号	○	○
下旭町2号	○	○
下河原	○	○
下松原	○	○
下島1号	○	○
下島2号	○	○
灰沢1号	○	○
灰沢2号	○	○
久保寺	○	
宮戸1号	○	○
宮戸2号	○	○
宮戸3号	○	○
宮前	○	○
近所	○	
櫛ヶ下1号	○	○
櫛ヶ下2号	○	○
杳掛1号	○	○
杳掛2号	○	○
高倉1号	○	○
高倉2号	○	○
才児1号	○	○
才児2号	○	○
才児3号	○	○

区域名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
諸原	○	○
小田野	○	○
小田野新田	○	○
小野1号	○	○
小野2号	○	○
小野3号	○	○
小野4号	○	○
小野5号	○	○
小野6号	○	
小野ヶ谷1号	○	○
小路方	○	○
小脇1号	○	○
小脇2号	○	○
小脇3号	○	○
小脇4号	○	○
小脇5号	○	○
焼笹1号	○	○
焼笹2号	○	○
焼笹3号	○	○
上の山(2号)	○	○
上旭町1号	○	○
上旭町2号	○	○
上野	○	○
寝覚1号	○	○
寝覚2号	○	○
寝覚3号	○	○
寝覚4号	○	○
寝覚5号	○	○
新茶谷1号	○	○
新茶谷2号	○	○
新茶谷3号	○	○
新茶谷4号	○	○
新茶谷5号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒区域 (レッド ゾーン)
新茶谷 6 号	○	○
新茶谷 7 号	○	○
新茶谷 8 号	○	○
神田 1 号	○	○
神田 2 号	○	○
瀬木	○	
正島	○	○
正島 1 号	○	○
正島 2 号	○	○
正島 3 号	○	○
倉本 1 号	○	○
倉本 2 号	○	○
倉本新田	○	○
池尻	○	○
池島 1 号	○	○
池島 2 号	○	○
池島 3 号	○	○
竹ヶ花	○	
長瀬	○	○
田口 1 号	○	○
田口 2 号	○	○
田口 3 号	○	○
田口 4 号	○	○
田口 5 号	○	○
田方	○	○
登玉	○	○
島	○	○
島 2 号	○	○
東野	○	○
東里 1 号	○	○
東里 2 号	○	○
東里 3 号	○	○
南見帰 1 号	○	○
南見帰 2 号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒区域 (レッド ゾーン)
二ツ山	○	○
馬留	○	○
北見帰 1 号	○	○
北見帰 2 号	○	○
万場	○	○
万路	○	○
木賊 1 号	○	○
木賊 2 号	○	○
木賊 3 号	○	○
木賊 4 号	○	○
野口 1 号	○	○
野口 2 号	○	○
立町 1 号	○	○
立町 2 号	○	○
林の平	○	○

○地すべり

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエローゾ ーン)	土砂災害 特別警戒区域 (レッドゾ ーン)
見帰 A	○	
見帰 B	○	
見帰 C	○	
黒田 A	○	
黒田原 A	○	
神田 A	○	
樽沢	○	
田代沢	○	
徳原 A	○	
徳原 B	○	

○土石流

区域名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
イミッサ沢	○	○
ウチダシ沢	○	○
カジカ沢	○	○
カラ沢	○	○
カワガシラ沢	○	○
コウジ沢	○	○
ジャンノ窪沢	○	○
ズマサ沢	○	○
スラノ沢	○	○
ドウガワ本谷	○	○
トゲ沢	○	○
ナアクボ沢	○	○
ナメリ沢	○	○
ヒカゲ沢	○	○
ヘラシ沢	○	○
ボッサ道沢	○	○
ミナミ沢	○	○
ミネコイ沢	○	○
モチャグラ沢	○	○
芦島-1	○	○
芦島-2	○	○
井戸沢	○	○
井口ノ沢	○	○
荻原沢	○	○
荻原沢	○	○
荻野沢	○	○
下河原1	○	○
灰沢	○	○
釜中沢	○	○
吉野-1	○	○
宮ノ沢	○	

区域名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
宮戸沢	○	○
境の沢	○	○
近所-1	○	○
近所-2	○	○
空沢	○	○
穴沢	○	○
元屋敷ノ沢	○	○
古田小沢	○	○
戸沢	○	○
荒田-1	○	○
砂見沢	○	○
才児沢	○	○
笹沢-1	○	○
笹洞ノ沢	○	○
十王沢	○	
小野ヶ谷1	○	○
小野ヶ谷2	○	○
小林沢	○	
小脇-1	○	○
上赤沢	○	
新茶屋-1	○	○
森下沢	○	○
森上ノ沢	○	○
水晶坊沢	○	○
瀬木-1	○	○
正ノ沢	○	○
聖沢	○	○
千畳敷沢	○	
川渡沢	○	○
巢山沢	○	○
打越沢	○	○
大トクサ沢1	○	○
大トクサ沢2	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒区域 (レッド ゾーン)
大沢	○	○
大奈良-1	○	○
大木-1	○	○
大林ノ沢	○	○
天狗山-1	○	○
田口上1	○	○
田口沢	○	○
田代沢	○	○
峠ノ沢	○	○
二双沢	○	○
日雇沢	○	○
八の沢	○	○
板橋沢	○	○
幅ノ津	○	○
幅ノ津沢	○	○
墓ノ上沢	○	○
北の沢	○	○
北股沢	○	○
本沢	○	○
万路沢	○	○
木賊沢	○	○
野中ノ沢	○	○
林の平1	○	○
練沢	○	○
棧沢	○	

資料4-2重要水防区域

河川名	河川管理者名	河川種別	左右岸の別	延長(m)	箇所	場所	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
木曾川	県	1級	左	65	1	下旭町裏	9.0	護岸等の決壊	木流し、蛇籠布せ
	県	1級	左	680	1	小川橋上流・ 下流正島地区	9.0	堤防高不足 越水	積土俵
			右	200	1				
	県	1級	左	250	1	諸原立町 諸原橋上・下流	6.0	"	"
			右	200	1				
	県	1級	右	455	1	下河原橋 上下流	6.0	"	"
	県	1級	右	300	1	池島 東洋林工上流	3.0	堤防高不足 越水・決壊	積土俵、蛇籠布せ
	県	1級	左	200	1	寝覚の床	4.0	"	蛇籠布せ
	県	1級	左	70	1	小野穴沢出合上下流	5.0	護岸等の 決壊	木流し、蛇籠布せ
	県	1級	左	200	1	下河原グランド	6.0	"	"
	県	1級	左	200	1	名木工業	5.0	"	積土俵、蛇籠布せ
	県	1級	左	200	1	池の尻下 (ます池裏)	4.0	堤防高不足 越水	積土俵
	県	1級	右	100	1	栈温泉旅館	7.0	"	"
県	1級	左	200	1	荻原	6.0	"	"	
県	1級	左	200	1	倉本	2.5	堤防高不足 越水	積土俵	
十王沢川	県	1級	左	500	1	瀬木	2.5	護岸等の決壊	木流し、蛇籠布せ
			右	500	1				
	県	1級	左	100	1	下旭町上 正島橋	2.5	"	"
			右	300	1				
県	1級	左	200	1	小脇橋上	2.5	無堤地 越水	積土俵、蛇籠布せ	
		右	200	1					
県	1級	左	110	1	上王橋下 十王橋下	2.5	護岸等の決壊	木流し、蛇籠布せ	
		右	110	1					
滑川	県	1級	左	150	1	吉野橋下	3.0	"	"
			右	100	1				
県	1級	左	100	1	吉野橋下	3.0	"	"	
		右	100	1					
小川	県	1級	左	90	1	大畑橋下 畑流	3.0	堤防高不足 越水	積土俵
			右	100	1				
	県	1級	右	150	1	新畑田	3.0	決壊	蛇籠布せ
	県	1級	左	50	1	島	3.0	越水	積土俵
	県	1級	左	50	1	最中	3.0	決壊	木流し、蛇籠布せ
	県	1級	左	250	1	小路方橋上下	3.0	越水	"
			右	150	1				
県	1級	左	150	1	田口	3.0	"	積土俵	
県	1級	左	150	1	大沢	3.0	決壊	蛇籠布せ	

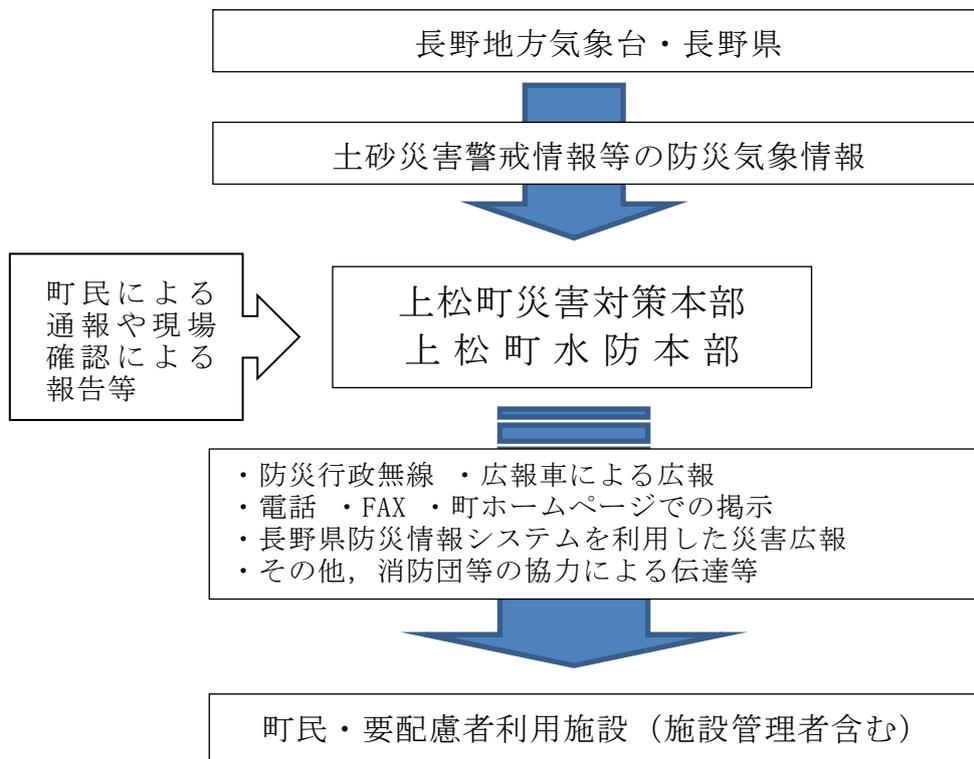
河川名	河川管理者名	河川種別	左右岸の別	延長(m)	箇所	場所	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
中沢川	県	1級	左	40	1	栄中沢橋	2.0	護岸等の壊	木流し、蛇籠布せ
			右	140	1				
	県	1級	左	200	1	野仏法橋	1.5	"	"
			右	200	1				
空沢	町	準用	左	100	1	立町	1.5	"	
			右	72	1				
古田小沢	町	準用	左	50	1	倉本	1.5	堤防高不足水	積土俵
			右	50	1				
穴沢	町	準用	左	50	1	小野穴沢	1.5	"	"
			右	50	1				
計				8,342	46				

資料5 要配慮者利用施設

資料5-1土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名称	所在地
1	特別養護老人ホーム グレイスフル上松	上松町大字上松 188-1
2	グループホーム こぶし荘	上松町本町通り 4-37
3	グループホーム れんげ荘	上松町大字小川 1794
4	グループホーム うらしま	上松町大字小川 2361-7
5	障がい者支援施設 上松荘	上松町大字荻原 1460
6	就労継続支援 A 型 ワークステーションすてっぷ	上松町大字荻原 1460
7	上松町老人憩の家	上松町緑町 1-719
8	上松町地域包括支援センター	上松町大字小川 1658-1
9	デイサービスセンター上松	上松町大字小川 1683-1
10	学童保育 おひさまクラブ	上松町大字小川 1814
11	養護老人ホーム 木曾寮	上松町大字荻原大字 2404-1
12	上松中学校	上松町大字上松 1757-1

資料5-2 土砂災害警戒情報が発表された場合の要配慮者施設等利用者の円滑な警戒避難が行われるための予報及び警報（避難勧告・指示含む）の伝達方法



◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十二年五月八日法律第五十七号）

最終改正：平成二十九年五月十九日公布（平成二十九年法律第三十一号）改正

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合において、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

資料6 消防関係

資料6-1 消防団現有消防力

上松町消防団

分団数	定員	実員	内訳		ポンプ車	小型ポンプ
			男性	女性		
5	160	148	146	2	6	7

(令和5年4月1日現在)

資料6-2 消防署車両配備状況

木曾広域消防本部 木曾消防署	台数	北分署	台数	南分署	台数	救急分遣署	台数
指揮隊車	1	ポンプ車	1	ポンプ車	1	ポンプ車	1
救助工作車	1	高規格救急車	1	高規格救急車	1	高規格救急車	1
水槽付ポンプ車	1	指令車	1	指令車	1		
高規格救急車	1	査察車	1	査察車	1		
資材搬送車	1						
多目的支援車	2						
査察車	1						
非常用救急車	2						
事務連絡車	1						

(令和5年4月1日現在)

資料6-3 水防倉庫施設、資機材の状況

■ 水防倉庫の位置と管理団体

名 称	住 所	管 理 団 体
正島消防器具庫	正島町 2-68	上松町・上松町消防団

■ 団が管理する倉庫の備蓄資機材

資 機 材 名
スコップ ビニールシート 土のう袋

資料6-4 出水による交通遮断が予想される橋梁

河川名	河川の種別	路線名・位置	想定はんらん区域内外の別	名 称	構造の概要	遮断水位 (m)	管理者
木曽川	一級	町道諸原線・立町	内	諸原橋	木造吊橋	4.0	上松町長
古田小沢	準用	国道 19 号・倉本	内	古田小沢橋	PC 単純桁橋	1.5	国土交通大臣
木曽川	一級	町道下河原線・下河原	内	下河原橋	PC 橋	4.0	上松町長
穴沢	準用	国道 19 号・小野	内	穴沢橋	PC 単純桁橋	1.5	国土交通大臣
トドメキ沢	準用	国道 19 号・新茶屋	外	雲呑橋	PC 単純桁橋	1.5	国土交通大臣
板橋沢	準用	国道 19 号・新茶屋	外	新茶屋橋	PC 単純桁橋	2.0	国土交通大臣

資料7 火山関係

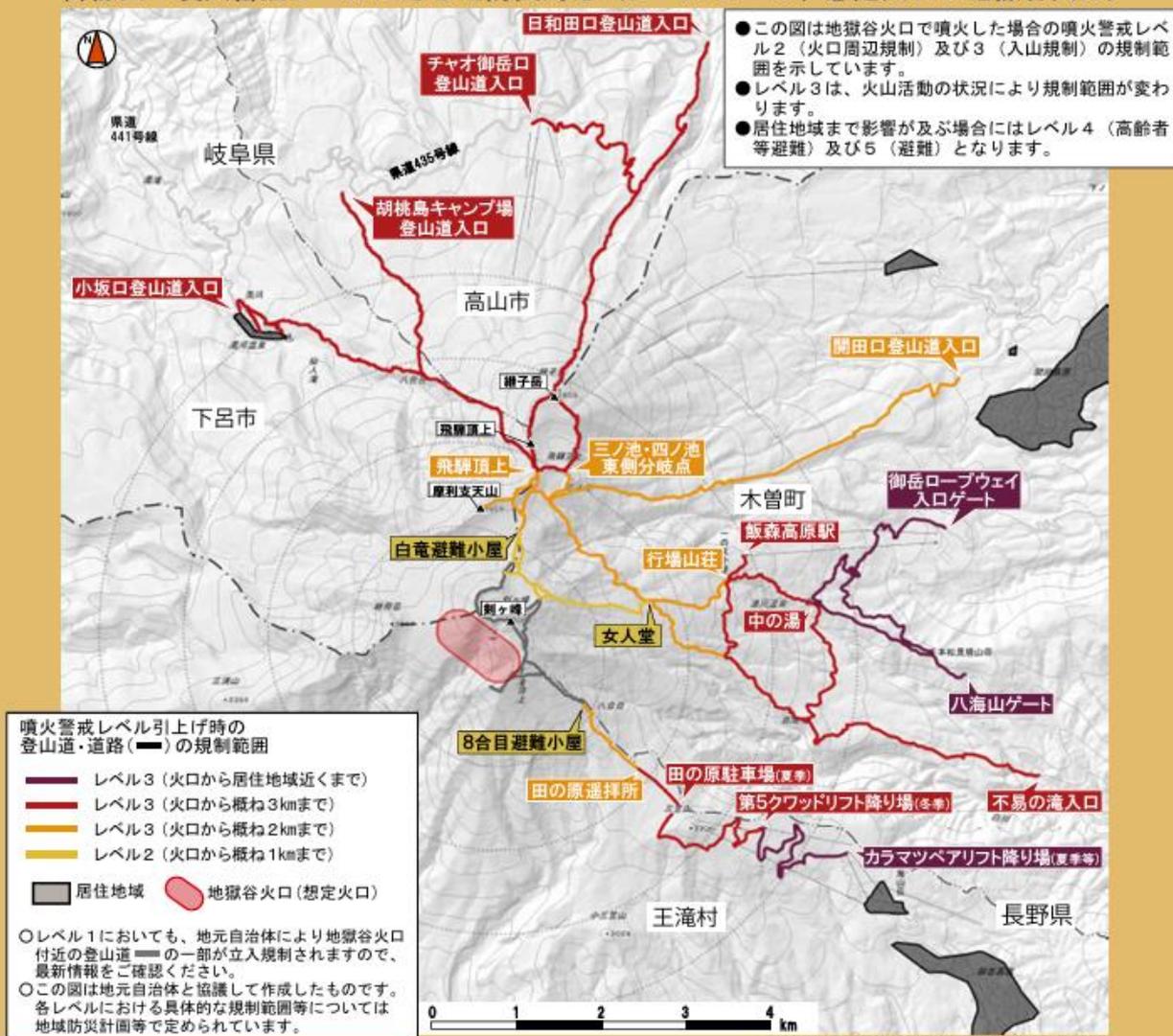
資料7-1 噴火警戒レベルリーフレット

御嶽山の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

御嶽山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：地獄谷火口）



- この図は地獄谷火口で噴火した場合の噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲を示しています。
- レベル3は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合にはレベル4（高齢者等避難）及び5（避難）となります。

噴火警戒レベル引上げ時の登山道・道路(■)の規制範囲

- レベル3（火口から居住地域近くまで）
- レベル3（火口から概ね3kmまで）
- レベル3（火口から概ね2kmまで）
- レベル2（火口から概ね1kmまで）

■ 居住地域 ■ 地獄谷火口（想定火口）

○レベル1においても、地元自治体により地獄谷火口付近の登山道 ■ の一部が立入規制されますので、最新情報をご確認ください。
○この図は地元自治体と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

VEGETABLE OIL INK
本行子は、植物油インクを使用しています。

気象庁
Japan Meteorological Agency

気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター
TEL : 03-6758-3900(内線 5189) <https://www.jma.go.jp/>

- 長野地方気象台 TEL: 026-232-3773 <https://www.data.jma.go.jp/nagano/>
- 岐阜地方気象台 TEL: 058-271-4108 <https://www.data.jma.go.jp/gifu/>



平成20年3月31日運用開始
令和4年4月18日改定

御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺) または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散や火砕流が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、居住地域に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 過去事例 1979年10月28日: 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動、火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火の発生等により、火口から約1km以内に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2014年9月: 火山性地震が一時的に増加、低周波地震も発生 2007年3月後半: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月: 山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月~7月: 火山性地震・微動の増加
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。 (現在、地元自治体の一部の登山道を除き、地獄谷火口から概ね500mまで立入規制中)	●火山活動は静穏、状況により火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。
注3) 過去事例は、2014年事例を踏まえて最新の科学的知見を反映した新たな「御嶽山の噴火警戒レベル判定基準」に基づく。

※このレベル表は地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/>



資料8 避難収容関係

資料8-1 指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧

■ 指定避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別			収容人数
				洪水	土砂	地震	
1	上松町ひのきの里総合文化センター	上松 159-4	52-2736	○	○	○	250 人
2	上松町公民館	小川 1706	52-2111	○	○	○	100 人
3	上松小学校体育館	上松 709	52-2002	○	○	○	200 人
4	上松町社会体育館	小川 1706	52-2111	○	○	○	250 人
5	上松中学校体育館	上松 1757-1	52-2135	○	○	○	250 人

■ 指定緊急避難場所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別			収容人数
				洪水	土砂	地震	
1	北上条公民館	上松 1355		○	○		20 人
2	棧グリーンパーク	上松 1302-154 付近		○	○	○	30 人
3	池島住宅集会所	上松 1537		○	○	○	20 人
4	南上条集会所	上松 1619-1		○		○	30 人
5	旭町集会所	上松 188-51		○		○	40 人
6	関西電力社宅前広場	上松 188 付近		○		○	20 人
7	旧鬼淵橋左岸付近	上松 188-24 付近		○	○	○	10 人
8	下旭町公園	旭町 14 付近		○		○	20 人
9	丸山 月極駐車場	旭町 10-3 付近		○		○	20 人
10	上松陸送トラック駐車場	正島町 1-384-2 付近		○		○	20 人
11	木曾森林管理署公務員宿舎パーキング	上松 188-83 付近		○		○	20 人

番号	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別			収容人数
				洪水	土砂	地震	
12	小脇団地入口水道施設横空き地	小川108-2付近		○	○	○	10人
13	山田印刷横駐車場	本町通り 2-19-1 付近		○	○	○	20人
14	駅前ふれあい広場	上松159付近		○	○	○	40人
15	上松小学校給食センター前	緑町 2-1696 付近		○	○	○	20人
16	上松小学校校庭南側	上松709		○	○	○	300人
17	上松保育園園庭	緑町		○	○	○	40人
18	東奥農業生活改善センター	小川683-1		○	○	○	20人
19	高山林業後継者研修センター	小川320-イ		○		○	20人
20	上松町公民館駐車場	小川1706		○	○	○	60人
21	東里生活改善センター	小川1362	52-2861	○	○	○	40人
22	東小川生活改善センター	小川880-2	52-2763	○		○	20人
23	野口住宅3・4号棟前駐車場	小川1347-2 付近		○		○	10人
24	近所住宅E棟横町道	小川1399 付近		○	○	○	10人
25	近所住宅集会所	小川1388		○		○	20人
26	島防災コミュニティセンター	小川3197-1	52-4591			○	80人
27	よろまいか駐車場	小川3518 付近		○	○	○	40人
28	織田工房付近空き地	小川3571-1 付近		○	○	○	20人
29	林の平分譲地付近空き地	小川3751-2		○		○	40人
30	藤久保 久保久二宅	小川5613		○	○	○	10人
31	ふるさと農園管理センター	小川5538 付近		○	○	○	20人
32	西中生活改善センター	小川4135	52-5006	○		○	40人
33	出荷米調整センター	小川4230-238 付近		○	○	○	10人
34	大畑地籍 西村鈴江宅付近あずまや	小川5304-1 付近		○	○	○	10人
35	ギャラリー蝸牛付近	小川5082 付近		○	○	○	10人
36	台生活改善センター	小川5996		○	○	○	20人
37	西奥生活改善センター	小川4709-1	52-5270	○		○	20人
38	見帰集会所	小川2245-9		○		○	30人

番号	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別			収容人数
				洪水	土砂	地震	
39	日通跡地役場倉庫駐車場	小川 2007 付近		○	○	○	50 人
40	山一建設駐車場	小川 2278-1 付近		○		○	20 人
41	上松中学校校庭	上松 1757-1		○		○	400 人
42	グループホームうらしま	小川 2377-2		○		○	20 人
43	たせや駐車場	上松 2398-1 付近		○	○	○	10 人
44	フードセンターしょうきち駐車場	上松 1734-1		○	○	○	10 人
45	上松町消防団第 2 分団	小川 2421-1	52-3999	○	○	○	20 人
46	県営住宅ねざめ団地駐車場	上松 1770-12 付近		○	○	○	30 人
47	ねざめ団地集会所	上松 1776-1		○	○	○	10 人
48	松原住宅入口三叉路	上松 1844-3 付近		○	○	○	10 人
49	寝覚公民館	小川 1748	52-3220	○	○	○	30 人
50	田代集会所	小川 2439-1		○	○	○	20 人
51	吉野生活改善センター	荻原 3076-1	52-5454	○	○	○	40 人
52	吉野生活改善センター前広場	荻原 3574 付近		○	○	○	30 人
53	熊野神社	荻原 2836-口 付近		○	○	○	10 人
54	小野集会所	荻原 2335	52-4910	○	○	○	20 人
55	老人ホーム木曾寮駐車場	荻原 2409-2 付近		○	○	○	10 人
56	荻原集会所	荻原 2033	52-5153	○		○	20 人
57	東野生活改善センター	荻原 1846		○	○	○	20 人
58	上松荘体育館	荻原 1460	52-2298	○		○	100 人
59	下河原運動場	荻原 1520 付近		○	○	○	900 人
60	旧荻原小学校体育館	荻原 1212-2		○	○	○	100 人
61	旧荻原小学校校庭	荻原 1213-3 付近		○	○	○	150 人
62	ふれあい交流広場おぎ	荻原 1212-2		○	○	○	30 人
63	立町集会所	荻原 1120-1		○	○	○	20 人
64	右岸道路取付道路広場	荻原 3333-9 付近		○	○	○	20 人
65	澤木義男宅横広場	荻原 769 付近		○	○	○	10 人

番号	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別			収容人数
				洪水	土砂	地震	
66	旧ドライブイン木曾駐車場	荻原 391-5		○	○	○	40人
67	倉本新田三叉路付近	荻原 567-7		○	○	○	10人
68	旧サークルK駐車場	荻原 234-2 付近		○	○	○	40人
69	倉本集会所	荻原 391-1	52-5400	○	○	○	30人

■ 物資輸送拠点

施設名	所在地	施設管理者	施設規模			広さ
			大型	中型	小型	長さ×巾
上松小学校体育館	上松 709	上松小学校長	○			150×30

■ 災害対策用ヘリポート一覧

施設名	所在地	施設管理者	施設規模			広さ
			大型	中型	小型	長さ×巾
下河原町民運動場 (拠点ヘリポート)	荻原 1531	上松町長	○			100×80
上松中学校校庭	上松 1757-1	上松中学校長	○			80×120
上松小学校校庭	上松 709	上松小学校長		○		60×100
天狗山公園	上松 1917	上松町長		○		60×60
関西電力ヘリポート	小川長路沢 3808-1	関西電力(株) 木曾水力センター 所長			○	50×50

資料9 食料品等の調達供給関係

資料9-1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救

助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号
総合食料局長から関東農政局長あて

一部改正 平成 19 年 3 月 30 日 18 総食第 1369 号

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の発動に伴う米穀の供給については、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和 61 年 2 月 10 日付け 61 食糧第 120 号（需給・経理）食糧庁長官通知）に基づき、実施してきたところである。

今般、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づき、「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」（平成 17 年 10 月 28 日農林水産大臣決定）が定められたことに伴い、同計画に基づき、国民保護法が発動された場合に備蓄米穀等を都道府県知事に対し緊急的に供給できる体制を整備した。

ついては、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う備蓄米穀等の緊急引渡手続について、別紙のとおり制定することとしたので了知願いたい。

また、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和 61 年 2 月 10 日付け 61 食糧第 120 号（需給・経理）食糧庁長官通知）については、廃止する。

別 紙

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくも

のとする。

(1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア)大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ)自衛隊の派遣が行われていること

(ウ)知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3 ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

21 の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総合第 2911 号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1366 号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することがで

きるものとする。

ア災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア)市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ)保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ)倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ)保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。

イ市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア)市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ)倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

る。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ)倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

1分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。

2分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

1分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。

21により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。

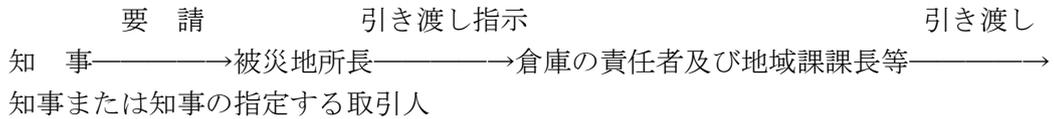
- (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
- (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
- (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

(参 考)

食糧の緊急連絡体制

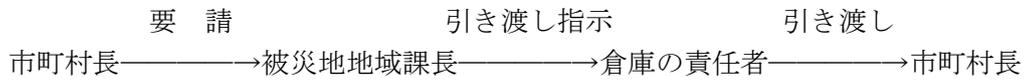
災害救助用米穀等の緊急連絡体制「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号）

1 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつく場合

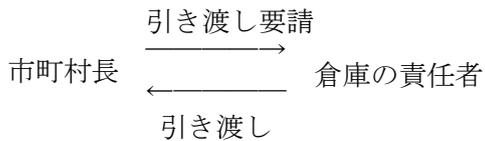


2 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつかない場合

ア 市町村長から地域課長等に対して緊急引渡しを要請する場合

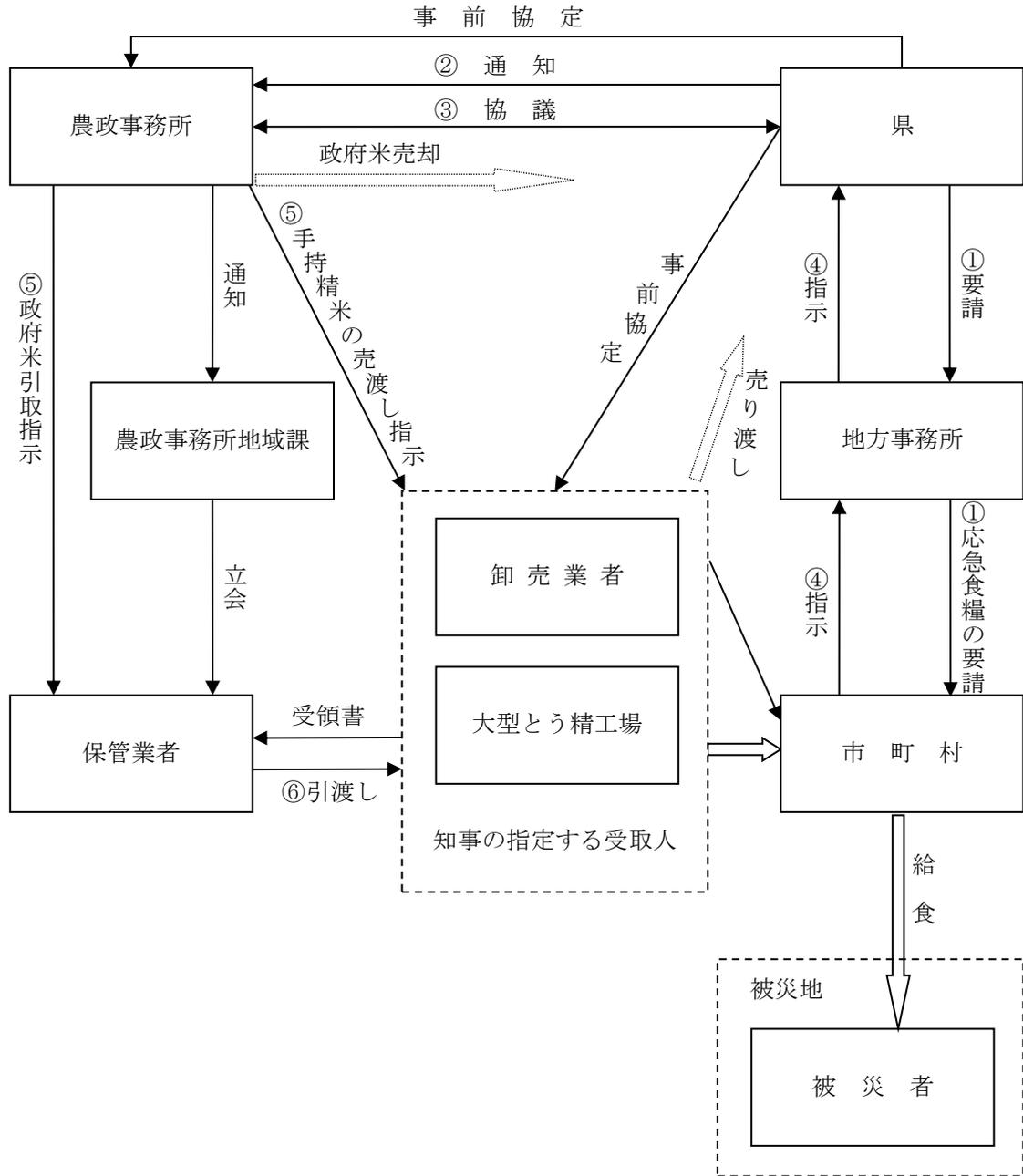


イ 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合（農政事務所地域課長等との連絡不可能）



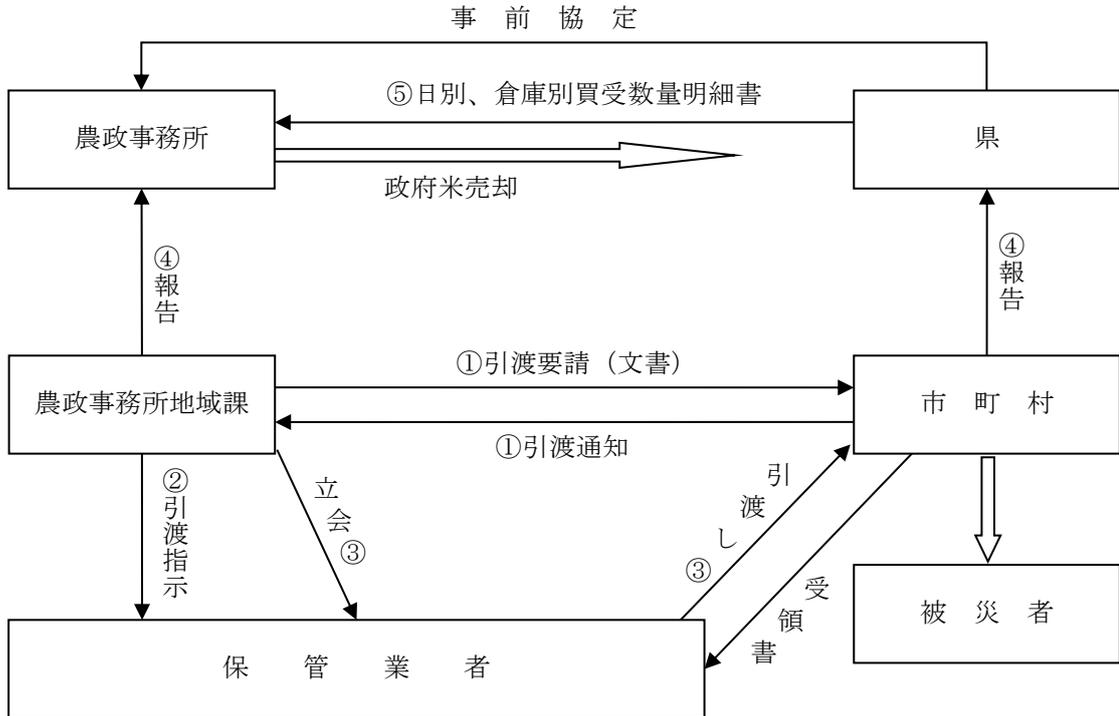
■ 応急用米穀の供給に関する図表

1 応急用米穀の供給（災害救助法又は国民保護法が適用された場合も含む）

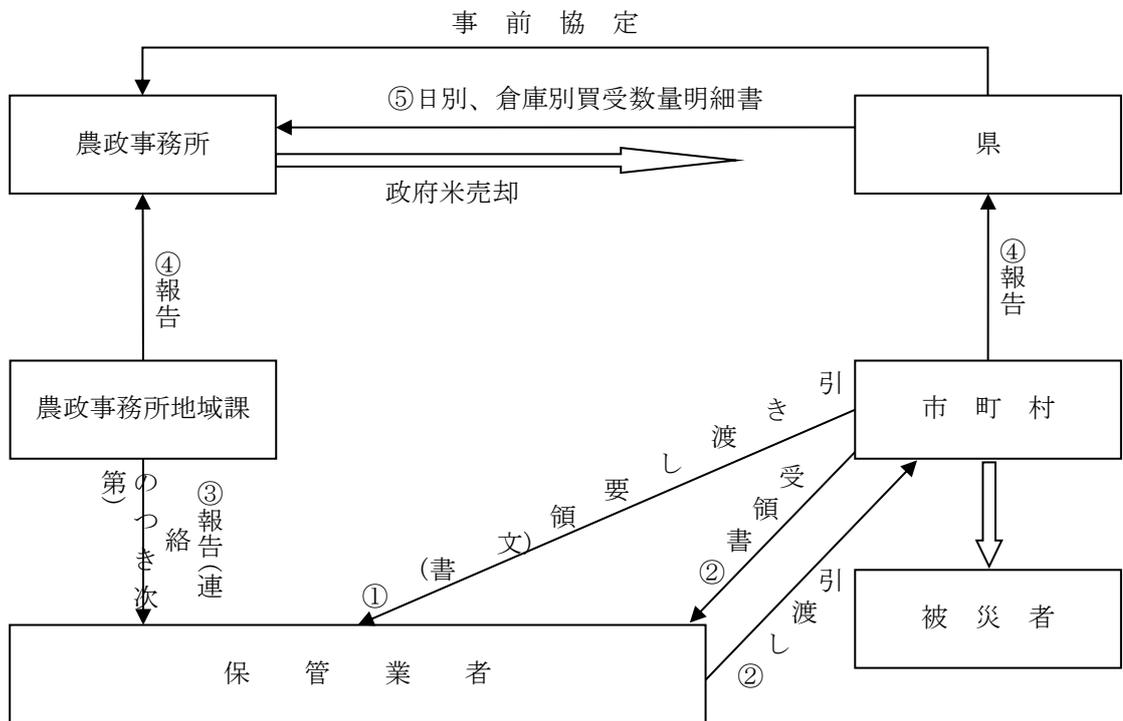


2 緊急措置による供給（県及び農政事務所と連絡がつかない場合）

(1) 市町村長から農政事務所地域課長に対し要請する場合



(2) 市町村長から倉庫の責任者に対し直接要請する場合



資料9-2 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

関東農政局長野農政事務所長 小宮博喜（以下「甲」という。）と長野県知事 村井仁（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民保護法のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合において、食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の被災地域における「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日付け 18 総食第 294 号総合食料局通知。以下「引渡要領」という。）に基づく引渡しの円滑を期するため、次の条項により協定する。

第 1 条 甲は、乙から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請があった場合には、直ちにこれを引き渡すものとする。

第 2 条 甲は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する乙の要請を受け得ない場合には、市町村長等から直接に甲若しくは当該市町村等を管轄する長野農政事務所地域課長又は倉庫の責任者に対し、災害救助用米穀等の緊急引渡し要請があった場合には、直ちにこれを引き渡すものとする。

第 3 条 乙は、前 2 条により自ら又は市町村長等が災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、その全数量について所定の価格により買い受けるものとする。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とする。

第 4 条 甲は、前 3 条により決定した災害救助用米穀等の価格を乙に通知するものとする。

第 5 条 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

（1）災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。

なお、これらの期間については、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

ア 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

イ 自衛隊の派遣が行われていること

ウ 乙から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

（2）国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3 ヶ月以内とし、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

第 6 条 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。ただし、乙又は乙若しくは市町村長等が指定する者（乙又は市町村長等が取扱者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため乙又は引取人から引渡しを要請があった場合は、当該事故品を引き渡して差し支えないものとする。

第 7 条 災害救助用米穀等の引渡しの手続については、引渡要領第 3 によるものとする。

第8条 この協定によりがたい不測の事態が生じた場合は、法令等の定めによるほか双方誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成20年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から何らの申し出がないときは、前項の協定期間の満了後、新たな協定を締結するまでの間、更に継続するものとする。

第10条 この協定は、甲乙協議の上、解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」（平成18年12月18日締結）は廃止する。

平成20年2月5日

甲 関東農政局長 野農政事務所長 小宮 博喜

乙 長野県知事 村井 仁

資料9-3災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米 穀の取扱いに関する協定書

(別紙)(以下「甲」という。)と長野県知事 村井 仁(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は国民保護法(平成16年法律第112号)が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

第1条 甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については速やかに行うものとする。

第4条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

第5条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」(平成8年7月5日締結)は廃止する。

平成18年12月28日

甲 (別紙のとおり)

印

乙 長野県知事

村 井 仁 印

別紙

会社名	代表者名	所在地	電話
ベイクックコーポレーション株式会社	酒井 正晃	長野県長野市風間 2452 番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	大澤 一夫	長野県安曇野市堀金烏川 2669 番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降籾米穀	降籾 一路	長野県松本市寿北 9 丁目 7 番 17 号	0263-86-5811
株式会社米匠	小宮山浩志	長野県長野市松代町東寺尾 2971 番地	026-278-1110
株式会社トーヨー食品	前田 正臣	和歌山県和歌山市黒田 7 番地	073-474-3901
株式会社むらせ	原田 哲夫	神奈川県横須賀市米が浜通 1 丁目 6 番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾 益也	兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番 21 号	078-371-2131
大和産業株式会社	川上 修巳	愛知県名古屋市中区新道 1 丁目 14 番 4 号	052-571-1161
株式会社新潟ケンベイ	加藤 正作	新潟県新潟市江南区亀田工業団地	025-228-4121
株式会社細山商店	細山 洋	新潟県新潟市西浦区大関 9 番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	市丸 勝一	大阪府大阪市浪速区桜川 3 丁目 7 番 12 号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋 一郎	兵庫県伊丹市中央 5 丁目 5 番 10 号	072-778-7158

資料10 危険物施設関係

資料10-1 危険物施設設置状況

■ 危険物施設総数

区分	上松町
屋内貯蔵所	1
屋外タンク貯蔵所	2
屋内タンク貯蔵所	1
地下タンク貯蔵所	11
簡易タンク貯蔵所	
移動タンク貯蔵所	4
屋外貯蔵所	1
給油取扱所	4
第一種販売取扱所	
一般取扱所	3
計	27

(令和5年4月1日現在)

資料11 上水道施設関係

資料11-1 水道施設概要

■ 水道施設概要

区分	水道名	創設年度	給水区域	計画給水人口	日最大給水量	水源種別	施設詳細
簡易水道施設	上松 簡易水道	S26	吉野、寢覚1、寢覚2、寢覚3、北見帰、南見帰、小野（一部）、宮前、北栄町、南栄町、東里1、東里2、東里3、観音、田方、下町、常盤、沖田、本町、上町、上瀬木、下瀬木、上旭町、下旭町、正島、南上条、仲町、島、北上条（一部）、小野田（一部）、東奥（一部）、台、倉本上条、倉本下条、立町、荻原（一部）	4,600人	1,900	表流水 深井戸 浅井戸 湧水	水源 12箇所 配水池 17箇所 浄水場 9箇所 導水管 5,548m 送水管 4,567m 配水管 64,335m
簡易給水施設	東野 簡易給水	H11	東野地区内	15人	-	湧水	水源 2箇所 配水池 1箇所
	赤沢 簡易給水	H14	赤沢森林施設内	49人	17.6	井戸	水源 1箇所 配水池 1箇所 浄水場 1箇所

(平成29年4月1日現在)

資料11-2 水利状況一覽

■ 水道施設及び利用可能配水池

水道施設等	配水地名	配水池容量(m ³)
上 松 簡 易 水 道	荒田浄水場内配水池	1,065
	神田配水池	213
	北上条配水池	93
	西中浄水場内配水池	112
	新田配水池	27
	吉野配水池	600
	吉野高区配水池	75
	荻原浄水場内配水池	281
	倉本新田配水池	50
	諸原配水池	150
	高倉浄水場内配水池	28
	芦島大木浄水場内配水池	33
	高山配水池	36
	野尻徳原浄水場内配水池	51
	焼笹巾ノ津浄水場内配水池	45
	台配水池	40
才児配水池	45	
東野簡易給水施設	東野配水池	40
赤沢簡易給水施設	赤沢配水池	3

資料11-3 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、前面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の災害の被災状況

(2) 応援の種類（応援給水、応援復旧、機械器具及び資材の提供）

(3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(4) 応援の期間・場所

(5) 前号の集合日時及び集合場所

(6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急給水用浄水機)

第9条 応急給水用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機（以下「受託浄水機」という。）の運用及び管理を委託されたとき、これを受託するものとする。

2 受託浄水機は、東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

(応急復旧作業)

第10条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第11条 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第12条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に応じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第13条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第14条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会員は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第15条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第16条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

資料12 下水道施設関係

資料12-1 下水道施設概要

区 分	地 区 名	下水道区域	実施年度	計画 戸数	設置済 戸 数	施 設 内 容
公共下水道	上 松 町 都市計画区域	上松町都市 計画区域内 及び周辺部	H11年度 ～H28年度	1,476	1,092	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場1箇所 (上松浄化センター) ・下水道管渠 (35,107m)
合併処理 浄化槽施設	上記以外の 町内一円	上記以外の 町内一円	平成3年度 ～	775	201	

(平成29年3月末日現在)

資料13 通信・放送関係

資料13-1 上松町情報無線屋外局設置場所

	地 区	設置場所
屋外拡声子局	旭町	上松町大字上松 188 番地 29
	瀬木	上松町大字上松 867 番地 2
	正島	上松町正島町 2 丁目 3 番地
	宮前	上松町緑町 3 丁目 717 番地 1
	北上条	上松町大字上松 1302 番地 77
	新茶屋	上松町大字上松 1111 番地 10
	南上条	上松町大字上松 1619 番地 1
	島	上松町大字小川 3197 番地 1
	小田野	上松町大字小川 5577 番地 2
	西中	上松町大字小川 4148 番地イ
	高倉	上松町大字小川 5109 番地イ
	焼笹	上松町大字小川 4724 番地
	才児	上松町大字小川 4445 番地
	高山	上松町大字小川 249 番地イ
	近所	上松町大字小川 1719 番地
	野口	上松町大字小川 1195 番地
	神田	上松町大字小川 880 番地 2
	野尻	上松町大字小川 2560 番地
	見帰	上松町大字小川 1963 番地 1
	寢覚	上松町大字小川 1738 番地 1
	松原住宅	上松町大字小川 1844 番地 1
	吉野	上松町大字荻原 3076 番地
	小野	上松町大字荻原 2335 番地 1
	荻原	上松町大字荻原 2044 番地 1
東野	上松町大字荻原 1831 番地	
立町	上松町大字荻原 1178 番地 1	
倉本	上松町大字荻原 805 番地ハ	
池の尻	上松町大字荻原 247 番地ロ	
	行政区	設置場所
屋外拡声子局・気象観測機器	栄町	上松町栄町 1 丁目 40 番地
	東奥	上松町大字小川 687 番地の内
	台	上松町大字小川 5997 番地

資料13-2 防災相互通信用無線局設置機関一覧

北 信	東 信	中 信	南 信
免許人	免許人	免許人	免許人
北信地域 栄村 飯山市 中野市 岳南広域消防組合 山ノ内町消防署 ○志賀分遣所 ○中野消防署 豊田消防署 国土交通省 千曲川河川事務所中野出張所 岳北広域行政組合 ○消防本部(飯山消防署) 栄消防署 野沢消防署 日本赤十字社長野県支部 飯山赤十字病院 長野地域 総務省 信越総合通信局 警察庁 長野県警察本部 国土交通省 長野国道事務所 千曲川河川事務所 千曲川河川事務所戸倉出張所 長野県県庁 長野市 ○消防局(長野中央消防署) 西長野分署 安茂里分署 若槻分署 飯縄分署 七二会分署 氷鉋分署 柳原分署 ○篠ノ井消防署 塩崎分署 ○松代消防署 新町消防署 鬼無里分署	佐久地域 佐久広域連合 ○消防本部(佐久消防署) ○南部消防署 ○北部消防署 ○軽井沢消防署 ○御代田消防署 ○小諸消防署 ○川西消防署 ○小諸市 御代田町 ○小海町 南相木村 北相木村 ○南牧村 立科町 日本赤十字社長野県支部 川西赤十字病院 東京電力(株) 千曲川送電所 上小地域 上田地域広域連合 ○消防本部(上田中央消防署) 上田東北消防署 上田南部消防署 川西消防署 ○丸子消防署 ○真田消防署 依田窪南部消防署 東御消防署 中部電力(株) 上田営業所 長野都市ガス(株) 小諸支社	大北地域 ○大町市 ○白馬村 北アルプス広域連合 ○消防本部(大町消防署) 東京電力(株) 高瀬川総合制御所 松本地域 国土交通省 千曲川河川事務所松本市出張所 長野県 消防防災航空センター 子供病院 松本市 松本広域連合 ○消防局(渚消防署) 丸の内消防署 芳川消防署 本郷消防署 山辺出張所 庄内出張所 神林出張所 安曇野出張所 ○塩尻消防署 ○穂高消防署 ○豊科消防署 ○梓川消防署 ○広丘消防署 山形消防署 ○麻績消防署 明科消防署 安曇野市 生坂村 中部電力(株) 松本営業所 東京電力(株) 松本電力所 東電塩尻送電所 梓川総合制御所 日本赤十字社長野県支部 安曇野赤十字病院	諏訪地域 茅野市 諏訪広域連合 ○茅野消防署 岡谷消防署 諏訪消防署 ○原消防署 ○下諏訪消防署 ○富士見消防署 中部電力(株) 諏訪営業所 日本赤十字社長野県支部 諏訪赤十字病院 上伊那地域 国土交通省 三峰川総合開発工事事務所 美和ダム管理支所 天竜川ダム統合管理事務所 天竜川上流河川事務所 ○中川村 根羽村 ○伊那消防組合 ○消防本部(伊那消防署) ○高遠消防署 ○辰野消防署 ○箕輪消防署 ○長谷分遣所 伊南行政組合 ○消防本部(北消防署) 南消防署 中部電力(株) 伊那営業所 飯伊地域 国土交通省 飯田国道事務所 飯田維持出張所 飯田市 ○大鹿村 南信州広域連合 ○消防本部(飯田消防

鳥居川消防署 信濃町分署 千曲坂城消防組合 ○消防本部(更埴消防署) 坂城分署 須坂市 須坂市消防本部 ○消防本部(須坂消防署) ○高山分署 ○小布施分署 ○中条村 ○信越放送(株) 中部電力(株)長野支店 日本赤十字社長野県支部 長野赤十字病院 長野赤十字上山田病院 長野赤十字血液センター	長野都市ガス(株) 須坂支社 篠ノ井支社	木曾地域 国土交通省 木曾維持出張所 木曾広域連合(木曾消防署) ○南木曾町 ○木曾町 上松町 ○王滝村 大桑村 関西電力(株) ○御岳発電所 (木曾電力システムセンター) 中部電力(株) ○木曾福島営業所	署) 伊賀良消防署 高森消防署 日本赤十字社長野県支部 下伊那赤十字病院 中部電力(株) 飯田支店 東海旅客鉄道(株) 飯田工務区
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

注：○印の免許人には、基地局あり。

資料13-3 非常通信の内容

非常通信の内容

長野県防災相互無線等の非常通信における通報（以下、非常通報という。）内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

資料14 建築物関係

資料14-1 町内の文化財の状況

指定主体	指定区分	指定年月日	名称	所在地	内容
国	選択無形民俗文化財	S53.12.8	駒ヶ岳神社の太々神楽	上松町小川 2623	芸能
〃	指定記念物名勝	T12.3.7	寢覚の床	上松町小川	峡谷、瀑布、溪流、深淵
長野県	県宝	H18.4.20	絹本著色聖徳太子和朝先徳連座坐影像 附絹本著色阿弥陀如来絵像	上松町小川 1706 (上松町教育委員会)	絵画
〃	指定無形民俗文化財	S44.7.3	駒ヶ岳神社の太々神楽	上松町小川 2623	芸能
〃	指定記念物史跡	S41.3.31	木曾棧跡	上松町上松棧上 1292-3	交通・通信施設
〃	選択無形民俗文化財	H13.3.15	木曾の朴葉巻・下伊那南部の朴葉餅	木曾郡 6 町村ほか	衣・食・住
上松町	指定有形文化財	S43.7.8	照谷山阿弥陀寺	上松町荻原東野 1851	寺院建築
〃	指定有形文化財	S57.7.1	弁才天堂	上松町上松 1704	寺院建築
〃	指定有形文化財	S58.5.2	鹿島神社棟札	上松町荻原	書跡・典籍・古文書
〃	指定有形文化財	〃	御物石器	上松町吉野	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	庚申塔	上松町荻原倉本	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	庚申塔	上松町小川島	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	地藏尊	上松町高山	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	道祖神	上松町小川島	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	六地藏尊	上松町新田墓地	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃 S59.7.2	玉林院山門兼鐘楼	上松町上松 756	寺院建築
〃	指定有形文化財	H4.11.20	野口・近所稚蚕共同飼育所	上松町大字小川字近所 1527-1	建築物その他
〃	指定記念物史跡	S59.7.2	天神山木曾氏館跡	上松町上松 757-イ	城跡
〃	指定記念物史跡	H1.8.31	木曾式伐木運材法の 小谷狩遺構	上松町小川モミ山 4288 他	生産施設
〃	指定記念物史跡	〃	沓掛一里塚と馬頭観音堂	上松町上松 1156-1	交通・通信施設
〃	指定記念物天然記念物	S57.7.1	しだれ桜	上松町上松 1003-1 (新田墓地)	植物

指 定 主 体	指 定 区 分	指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	内 容
上松町	指定記念物 天然記念物	S57. 7. 1	しだれ桜	上松町上松 2063 (金毘羅社境内)	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S57. 7. 1	栃の木	上松町小川 796	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S57. 7. 1	リュウキュウツツジ	上松町小川 66	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58. 5. 2	桂の木	上松町上松寝覚	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58. 5. 2	カヤの木	上松町小川大畑	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58. 5. 2	カヤの木	上松町小川大畑	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58. 5. 2	カヤの木	上松町小川大畑	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58. 7. 28	木曾馬	上松町、木曾町開田高 原	動物
〃	指定記念物 天然記念物	S59. 7. 2	黒松	上松町上松 756	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S59. 7. 2	しだれ桜	上松町上松 756 (天神様境内)	植物
町	指定無形 文化財	S62. 10. 1	八幡神社奉納獅子狂言	上松町瀬木	芸能
〃	指定有形 文化財	S62. 10. 1	八幡神社本殿	上松町瀬木	神社建築
〃	指定有形 文化財	H15. 11. 27	船伏山観音仏像と 胎内願文	上松町荻原小野	彫刻
〃	無形 民俗文化財	S62. 10. 1	若宮神社奉納獅子狂言 「葛の葉」	上松町北野	芸能
〃	指定有形 文化財	H15. 11. 27	疑漢式水草双雀鏡	上松町小川 1706	金工品
〃	指定記念物 天然記念物	H5. 10. 1	カヤの木	上松町小川野口	植物

資料15 道路関係

資料15-1 緊急輸送路線

■ 第一次緊急輸送路線

緊急時や応急活動の拠点となる防災拠点間を結ぶ高速自動車国道、一般国道および広域的な幹線道路

路 線 名	区 間	延 長
国 道 1 9 号 線	町内全域(長野市高田～南木曾町県境)	176.6

※第二次震災対策緊急輸送路は本町内には存在しない。

資料16 被災者等の生活再建等の支援関係

資料16-1 上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する

条例

(昭和49年10月1日
日条例第23号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 「町民」とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第II章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として、維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第8条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第8条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の貸付け限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。

被害の種類及び程度 限度額

- ① 世帯主のおおむね1ヶ月以上の負傷 600,000
- ② 家財等の被害
 - ア 家財の3分の1以上の損害 600,000
 - イ 住居の半壊 800,000

- ウ 住居の全壊(エの場合を除く) 1,200,000
 - エ 住居全体の滅失又は流失 1,800,000
 - ③ ①と②が重複した場合
 - ア ①と②のアが重複した場合 1,200,000
 - イ ①と②のイが重複した場合 1,400,000
 - ウ ①と②のウが重複した場合 1,800,000
 - ④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であつて、被災した住居を建て直すに際し残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
 - ア ②のイの場合 1,200,000
 - イ ②のウの場合 1,800,000
 - ウ ③のイの場合 1,800,000
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、すえ置き期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、すえ置き期間中は無利子とし、すえ置き期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウまたは前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、すえ置き期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

資料16-2 上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する

規則

(昭和 54 年 9 月 17)
日規則第 9 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年 条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(借入れの申込)

第 4 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金、金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 5 条 町長は、借入申込書の提出を受けるときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得、その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第 6 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付通知書を借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときはその理由を附した文書で借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

- 第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

- 第8条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

- 第9条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

- 第10条 繰上償還をしようとする者は、その旨を記載した文書で町長に申出するものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間、その他町長が必要と認める事項を記載した文書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払の猶予を認めない決定をしたときはその理由を附した文書で当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した文書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときはその理由を附した文書で当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

- 第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときはその旨記載した文書を当該免除を受けようとする者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときはその理由を附した文書で当該免除を受けようとする者に通知するものとする。

(督促)

- 第14条 町長は償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

- 第15条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を文書で届出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは同居の親族又は保証人が代つてその旨を届出るものとする。

(申請書等の様式)

第16条 申請書等の様式は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料16-3 災害救助法 救助の実施要領の基準（概要）

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

		地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費 は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費 は、別途計上
被災者の 救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら3日以内	輸送費、人件費 は、別途計上
住家の被 害の拡大 を防止す るための 緊急の修 理	災害のため住家が半壊 (焼)又はこれに準ず る程度の損傷を受け、 雨水の浸入等を放置す れば住家の被害が拡大 するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止す るための緊急の修理が必要な部 分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日か ら10日以内	
日常生活 に必要な 最小限度 の部分の 修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに準ず る程度の損傷を受け、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住するこ とが困難である程度に 住家が半壊(焼)した 者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害を 受けた世帯706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた世 帯343,000円以内	災害発生の日か ら3ヵ月以内 (災害対策基本 法第23条の3第 1項に規定する 特定災害対策本 部、同法第24条 1項に規定する 非常災害対策本 部又は同法第28 条の2第1項に規 定する緊急災害 対策本部が設置 された災害にあ っては、6ヵ月 以内)	
学用品の 給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸 水により学用品を喪失 又は毀損等により使用 することができず、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又は その承認を受けて使用してい る教材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童4,800 中学生生徒5,100円 高等学校等生徒5,600円	災害発生の日か ら(教科書)1 ヵ月以内(文房 具及び通学用 品)15日以内	1 備蓄物資は評 価額 2 入進学時の場 合は個々の実情に 応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上)219,100円 以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前 に死亡した者であ っても対象とな

		小人（12歳未満）175,200円以内		る。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 </td> </tr> </table>					イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5					

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料17 地震防災対策関係

資料17-1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されいる全ての現象が発生するわけではありません。
3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さは異なります。
4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。地震計には記録される。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5(弱)	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。恐怖感を覚え物につかまりたいと感じる	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂※1や液化※2が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5(強)	非常な恐怖を感じる。大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることもある。一部の戸がはずれる。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。ひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きなひび割れ・亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。倒壊するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破壊するものがある。耐震性が高い建物でも、壁、梁、柱	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。	地割れや山崩れ地すべりなどが発生することがある。

6.0				耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	などに大きな亀裂が生じるものがある。	[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	
6(強)	立っていることができず、はわなないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	
6.5							
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。飛ばされることもある。	ほとんどの家具が大きく移動し、倒れる、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。耐震性の低い建物では、壁、柱などに斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れが生じ、がけ崩れが多発、大規模な地すべりや山崩れが発生し、※3 地形が変わることもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によってことなる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）がおこることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付のエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

大規模構造物への影響

石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

●木造建物（住宅）の状況

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建

築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ・亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート増建物の状況

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥酔の噴出などの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流かすることもある。

資料18 林野火災対策関係

資料18-1 長野県林野火災空中消火実施要領（抜粋）

1 趣旨

この要領は、林野火災の発生に際し県・市町村・広域航空消防応援機関及び自衛隊が一体となり空中消火活動を実施するために必要な事項を定める。ただし長野県消防防災ヘリコプターによる場合は「アルプス」運航の手引による。

2 林野火災の空中消火

林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより消火薬液又は水を空中から火点及びその周辺に散布して行う防御方法（以下「空中消火」という。）で直接消火法と間接消火法がある。

(1) 直接消火法

火点に消火薬液等を直接散布して消火を図る方法であるが、火災の状況によっては、熱、煙、乱気流等のため飛行上の制約をうける。

(2) 間接消火法

火線の前方にあらかじめ消火薬液等を散布して防火帯を作り延焼を阻止する方法で、空中消火の主体をなすものである。直接消火法と比べ飛行上の制約は少ない。

(3) 消火方法の選定

空中消火の方法は、火災の態様・ヘリコプターの出動機数・補給基地と火災現場との距離等により決定されるが、通常は間接消火法が主体となる。直接消火法は、次の場合に飛行の可能性等についてヘリコプター指揮者と慎重に協議のうえ実施する。

ア 火勢の弱い地域、残火箇所等の煙や炎が少ない地域で、危険をおかすことなく直接消火ができる場合

イ 人命救助に必要な場合

ウ 人家への延焼等重大な結果が予想される場合

エ その他特に必要な場合

3 林野火災空中消火の実施体制

林野火災空中消火の実施体制は別図のとおりとする。

4 ヘリコプターの派遣要請

空中消火のヘリコプターの派遣要請は、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるために必要と認められる場合

(1) 市町村長から知事への派遣要請

市町村長は必要と認めるときは、長野県地域防災計画に基づき、知事に対し、広域航空消防応援又は自衛隊のヘリコプターの派遣を要請することができる。

この際には、速やかに火災の状況、対策及びその見通し等についての情報を知事（危機管理・消防防災課 直通電話 026-235-7182）に報告するものとする。

なお、派遣要請の手続きは長野県地域防災計画（火山災害対策編第3章第5節等）に定められているが、次の事項についても連絡するものとする。

ア ヘリポート及び補給基地の設置場所、その周辺の状況（障害物、危険物施設、気象の状況等）並びに目標物

イ 空中消火資機材の借受希望数量

ウ 要請市町村の連絡窓口と連絡責任者名

エ その他空中消火の実施にあたり参考になる事項

(2) 知事の派遣要請

知事は、市町村長からヘリコプターの派遣要請を受け、必要と認めたときは、直ちに関係機関に対して、派遣を要請するものとする。

ヘリコプターの派遣が決定されたときは、空中消火隊の作業が迅速かつ適切に行えるよう受入体制の完了を確認し、その旨を派遣消防機関又は自衛隊に対し報告するものとする。

なお、現地指揮本部（5の(1)参照）長は、林野火災空中消火が円滑に実施できるよう県（地方事務所・消防防火課）との連絡を密接にし、次の事項について適時報告するものとする。

ア 火災の状況と見通し

イ 空中消火資機材の充足状況

ウ 空中消火隊の活動状況

エ 撤収の時期及び方法

オ その他

5 市町村の実施体制

空中消火を適切かつ円滑に実施するため、ヘリコプターの派遣を要請した市町村長は、次の体制を確立するものとする。

(1) 指揮体制

火災現地の総括的、実動的な連絡・調整・指揮を行う組織（以下「現地指揮本部」という。）を設置し、有効適切な対策計画をたて、関係機関協力のもとに、防御活動の万全を期するものとする。

ア 実施体制は次のとおりとする。

第1図 市町村の実施体制

(ア) 市町村

a 現地指揮本部

現地指揮、連絡、調整及び情報の収集、伝達等総括的な業務を行う。

b 地上消火隊

注水、火叩き、防火線の設定等地上消火作業を行うほか、消火薬液等の散布状況及びその効果について現地指揮本部に報告する。

c 空中消火隊の地上勤務班

補給基地及びヘリポートにおいて消火薬液の補給作業等を行う。

(イ) 応援派遣部隊

a 地上消火隊

地上で消火作業を行う。

b 空中消火隊

ヘリコプターにより空中消火等を行う部隊で次の3班から構成される。

① 指揮班

② 空中消火班

③ 地上勤務班

イ 現地指揮本部には、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配属するものとする。

ウ 火災の状況を把握するため、現地指揮本部長の命令を受けた者は、必要によりヘリコプターに搭乗し、その状況等を現地指揮本部長に報告するものとする。

エ 市町村長は、空陸一体の防御活動を適切円滑に実施するため、林野火災防御図をあらかじめ作成し、その活用を図るよう努めるものとする。

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料135「長野県林野火災空中消火実施要領」参照のこと。

資料18-2 長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、林野火災の空中消火に必要な資機材及びその附属器具（以下「消火資機材」という。）を市町村に対し県が無償で貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付けを行う場合)

第2 消火資機材の貸付けは、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

(1) 市町村長が林野火災の空中消火のため、長野県地域防災計画に基づきヘリコプターの派遣要請をした場合

(2) 市町村が林野火災の空中消火訓練を実施する場合

(申請手続)

第3 市町村長は、消火資機材を借り受けようとするときは、林野火災空中消火資機材借受申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。ただし、第2第1号の規定に該当する場合は、口頭で申請することができる。

(貸付けの決定)

第4 知事は、第3の申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(引渡し)

第5 消火資機材の引渡しは、第4の規定による通知で指定する期日及び場所において行うものとする。

(返還)

第6 市町村長は、借受期間が満了したとき又は借受けた消火資機材を使用に供しなくなったときは、速やかに返還するものとする。この場合においては、消火薬剤を補てんするものとする。

(消火資機材の減失・き損等)

第7 市町村長は、借り受けた消火資機材を減失し、又はき損したときは、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかにこれを補てん又は修理するものとする。

2 前項の規定による補てん又は修理に要する費用は、市町村の負担とする。

(実施報告)

第8 市町村長は、第6の規定により借り受けた消火資機材を返還するときは、林野火災空中消火（訓練）実施報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料 139「長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱」参照のこと。

資料19 災害情報の収集・連絡関係

資料19-1 被害状況等報告様式

様式第1号（概況速報）

上松町

概 況 速 報

災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
{ 鉄道 通信 電力 水道 } 施 設 関 係		
そ の 他		
応急対策等の活動状況、消防職員消防団員の出動状況等		